

食料供給コスト削減アクションプランの進捗状況(概要)

取組内容		取組目標	進捗状況(19年9月現在)	主な課題	
1 低価格資材の供給や効率利用等による生産コストの削減					
低 価 格 資 材 の 供 給	肥料	高度化成肥料における輸入高度化成肥料の普及割合の拡大 <u>全農改革の取組</u>	36% (16年度) 43% (22年度) (化学肥料全体に占める普及割合は5.1%)	39% (18年度実績) (18年度目標38%、19年度目標40%)	<ul style="list-style-type: none"> 国産高度化成肥料の多様な銘柄を集約しつつ、低価格な輸入高度化成肥料への代替を促進。 B B 肥料工場所在県から隣県への広域供給の更なる拡大のため、近隣県の未出荷の地域の土壌分析に基づく適切な B B 肥料の紹介等の取組を強化
		高度複合肥料における B B (ハルク・ブレンド) 肥料の普及割合を拡大 <u>全農改革の取組</u>	47% (16年) 50% (22年)	48% (18年度実績) (18、19年度目標49%)	
		科学的知見、事故の発生リスク等を踏まえ、化学肥料について可能な限り登録有効期間を延長(3年→6年)		登録有効期間が3年の肥料について、科学的知見等を収集し、登録の有効期間の延長が可能な肥料を絞り込み	
	農薬	包装経費の削減等による低価格な大型包装品(基準規格対比 5~38%)の品目数を拡大 <u>全農改革の取組</u>	17品目(16年度) 40品目(22年度)	40品目(18年度末) 【既に22年度目標を達成】	<ul style="list-style-type: none"> 40品目の普及状況を把握しつつ、普及目標の設定を検討するとともに、新たな品目拡大目標の設定に向けて、現場ニーズを調査 適用作物等の拡大を図るとともに、作付け、防除体系や害虫の種類・発生状況等の現場実態に即した普及活動、積極的なPR活動
		特許が切れた有効成分を原料とする低価格なジェネリック農薬(価格低減率 15~30%)の普及率を拡大 <u>全農改革の取組</u>	8% (16年度) 20% (22年度) (先行農薬であるアセフェート剤に占める割合)	11% (18年度実績) (18年度目標17%、19年度目標18%)	
	農業機械	従来よりも1割程度低価格な「低コスト支援農機」の担い手向け大型機種に占める普及割合を拡大。また、担い手向け J A グループ独自型式等の取扱 <u>全農改革の取組</u>	41% (17年度) 54% (22年度)	39% (18年度末) (18年度目標43%、19年度目標46%) J A グループ独自型式は3月にコンバイン、6月にスピードプレーヤーの取扱を開始。	<ul style="list-style-type: none"> 担い手のニーズに応じ機能を絞った低価格農機の機種拡大を進めるとともに、過剰な装備の選択とならないよう利用者の意識醸成を進める必要。農業者自らの使い勝手の体験が重要であり、実演会を中心としたPR活動を実施 型式・仕様の集約化については、新たな目標の設定について検討 情報共有化のための条件整備と更なる活用促進に取り組む
		トラクタ、田植機及びコンバインの型式・仕様数の集約化、部品の共通化・点数の削減	17年に対して仕様数を5%削減(22年度)	12%削減(18年度実績) 【既に22年度目標を達成】	
		中古農業機械について、インターネットによる情報提供、展示会の開催等による活用促進	情報共有化に取り組む J A 農機センター332ヶ所(17年) 550ヶ所(22年) (全国をほぼカバー)	413ヶ所(18年度末) (18年度目標400ヶ所、19年度目標450ヶ所)	
	生産資材の流通の合理化	肥料の港湾等からの直行配送の取扱量を拡大 <u>全農改革の取組</u>	普及割合 0% (16年度) 3.8% (22年度) (輸入高度化成肥料分)	5.9% (18年度実績) 【既に22年度目標を達成】	<ul style="list-style-type: none"> 目標を引き上げ(22年度目標を10.9%に上方修正予定) 取組を更に推進。また、国産化成肥料についても、直送扱い品目拡大に向けて、担い手のニーズを把握しつつ、メーカーとの交渉を実施。 引き続き延長化可能な新規登録薬剤を対象に物理化学的試験を実施
		物理化学的観点から有効期限の長期化が可能と判断できた薬剤について有効期限を順次延長。	有効期限 2~3年を 3~5年を目途に延長	17年度以降に登録された318銘柄のうち121銘柄(18年度末)について有効期限を 4~5年に延長	

取組内容		取組目標	進捗状況(19年9月現在)	主な課題
生産資材の効率利用等	モデル地区を設定し、新技術導入等により資材費を削減する取組を推進	モデル地区における稲作の3資材(肥料、農薬及び農業機械)に係るコストを3年で15%削減	全国6ヶ所でモデル事業を実施(18年度)ある地区では共同利用の推進等により農業機械費等3資材費を約半減	<ul style="list-style-type: none"> ・18年度の取組の成果等を踏まえ、目標達成に向け農業機械の稼働面積の拡大に資する取組等を実施 ・堆肥から持ち込まれる成分を勘案して施肥量を計算できる機能を盛り込んだソフトを開発 ・主要8農作物のIPM実践指標モデルの作成、優良防除暦について周知
	土壌診断・施肥設計ソフトの普及を拡大	農協へのソフト販売本数215本(16年) 400本(22年)	326本(18年度) (18年度目標320本、19年度目標340本)	
	天敵等の利用等による農薬の適正使用等を指導		キャベツとカンキツのIPM(総合的病害虫・雑草管理)実践指標モデルを策定(18年度)	
2 経営規模拡大、技術開発等による生産コストの縮減				
農地利用調整活動の支援等を実施し、担い手への農地利用集積面積を増加	効率的かつ安定的な農業経営が経営する農地が、全耕地の7～8割程度(27年)	35%(16年度末) 38%(17年度末)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加、担い手の農地の分散化等の課題を解決し、農業を足腰の強いものにしていくため、農地政策についても必要な見直しを実施 ・農地政策の見直しの中で、農地の有効利用の観点から、所有は厳しくしつつ、貸借による権利移動の規制を緩和し、現場の意見を踏まえた利用調整の下、農地を利用する者を広く確保できるよう、所要の見直しを検討。 ・IT等新たな技術も組み合わせた省力化技術の体系化による営農モデルの確立を推進 	
農業参入を希望する企業等への農地情報の提供等地域と企業等とのマッチングの推進、企業等に対する制度資金の融資などの支援を実施	参入法人数を、500法人(22年度末)	19年3月現在206法人 (17年度：156法人)		
生産性の高い水田輪作・畑輪作システム、収益性の高い園芸生産システムを確立するための研究開発を実施	独立行政法人等による左記の着実な推進	委託プロジェクト研究(19年度予算額：604百万円)を実施、現地検討会を開催		
3 卸売市場改革や物流効率化等による流通コストの縮減				
産地の大型化等に伴う「転送」の増加を踏まえ、地方及び大都市周辺の卸売市場の連携による最適な物流システムの確立に向けた実証試験等を実施	新たに共同集荷に参加する市場数(115市場(20年度まで))	66市場(18年度まで) (18年度に新たに参加した市場数は24市場)	<ul style="list-style-type: none"> ・集荷力の向上や流通の効率化を図るためには共同集荷や輸送ルート最適化等を行うことが不可欠。このため、引き続き実証試験等を行うとともに、共同仕入・共同配送等の実証した連携手法等を普及啓発 ・通い容器の本格的な普及を図っていく上での課題である、回収拠点の整備や、紛失防止システムの在り方、回転率の向上、選果ラインの整備、IT技術の活用等について、解決の方向性や関係者の役割等を提言として取りまとめ。今後は、提言に基づき取組を推進 ・実用化に向けた更なるノウハウの蓄積、効果の検証が必要。具体的な導入イメージに即した実用ベースでの実証実験を行い、効果についての総合的評価、普及イメージを確立 ・登録数は順調に拡大しているため、一層の普及を図るために、検索機能の強化やニーズに対応した情報を追加し、関係事業者への情報提供等を推進 	
関係者による取組体制の構築の推進等を通じて、通い容器の利用の拡大を促進	通い容器の本格的な普及(17年の青果物流通における普及率3.1%)	19年9月に通い容器の普及促進に向け提言(18年の普及率3.4%)		
電子タグ活用の作業体系を確立・普及し、これを導入した市場における物流作業コストを削減	電子タグを導入した市場における物流作業コストを4分の1程度削減	17,18年度の実証実験においては、検品等の作業時間が約3割削減		
生産者が生産出荷情報をHPに登録し、実需者、消費者に提供する青果ネットカタログ「SEICA」について、情報登録、利用の普及を推進	情報登録数の拡大(5,688(18年4月) 15,000(24年度))	5,688(18年4月) 9,369(19年9月末)		

取組内容	取組目標	進捗状況(19年9月現在)	主な課題
4 加工食品の製造・流通、外食段階における食料供給コストの縮減			
食と農の連携強化を通じた安定的な原料調達等による生産性向上(安定的な取引関係の確立のための施設整備等に係る支援、契約取引の推進等)	生産者、食品産業事業者による取組の拡大	各種補助事業、低利資金の融資等	<ul style="list-style-type: none"> 食品の安全への高い関心や、簡便化志向など消費者ニーズの多様化等への確に対応しつつ、流通コストの縮減を図るため、情報交換の深化による食品産業と農業との安定的な取引関係の確立、ロットの拡大等を通じて、産地での調製作業等の軽減、物流拠点の集約化等 標準クレートの実用化が進展するよう引き続き取組に参加・連携するとともに、必要に応じて標準化協議会と関係事業者等との調整
製造工場の再編合理化、近代化等を通じた生産性向上等	施設整備等の円滑な実施	特定農産加工資金、食品流通改善資金の活用(19年度融資実績53億円(8月末))	
食品関連事業者が取り組む通い容器の標準化の取組に参加	通い容器の標準化	量販店で使用するクレート(通い容器)について、底面、高さそれぞれ2種類の標準サイズが決定	
5 品質や形状等に関する消費者ニーズ等への効率的な対応によるコストの縮減			
農産物の生鮮販売や加工・業務用途におけるニーズに適した規格での出荷・流通の推進、食と農の連携の強化等を促進	生産者、食品産業事業者による取組の拡大	加工・業務用野菜産地と実需者との交流会を開催(18年度3回、19年度3回予定)。	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、生産者・実需者間の連携の強化、産地の生産・出荷体制の整備、契約取引の拡大等を推進 改正食品リサイクル法に基づく定期報告義務の確実な履行や、新たな判断基準省令や基本方針に記載される再生利用等の取組目標、業種別の再生利用等実施率目標の達成を図るため、<u>新制度の確実な周知を図る必要</u>
食品ロスの発生抑制、処理コストの削減	我が国全体の食品循環資源の再生利用等実施率45%(16年度) 52%(18年度)	52%(17年度)定期報告義務の創設や、取組の円滑化を図るための廃棄物処理法の特例の拡大を含む食品リサイクル法の改正を実施	
6 農協の経済事業改革の推進による生産コスト及び流通コストの縮減			
肥料農薬等の生産資材について、全農の手数料を引下げ	16年度手数料290億円を基準として、18年度18億円削減、19年度累計27億円削減、20年度以降累計36億円削減	17億円削減(18年度実績)	<ul style="list-style-type: none"> 手数料引下げに向けた着実な取組の実施により、確実に生産者へ手数料引下げ効果を還元 20年度における160億円の物流コスト削減目標の達成に向けて取組を加速し、<u>広域物流実施農協を拡大</u> 全農本部における流通コスト2千円以内の達成と、<u>更なる引き下げ</u>に向けて取組の継続実施 全農改革の取組が特に担い手まで確実に還元され、実感されるよう、<u>農協段階での経済事業改革を推進</u>
肥料農薬等について、 <u>全農改革の取組</u> を普及し、農協グループを通じた物流コストを削減	16年度推定1,200億円のコストを17年度92億円削減、20年度160億円削減	105億円削減(18年度実績)19年度(6月現在)新規に5農協の広域物流が稼働	
米穀の流通コストを削減	米穀の現行60kgあたり3千円程度の流通コストを、2千円以内の可能な限り低い水準に削減。(20年産までに)	17年産米について全35府県本部のうち31府県本部が流通コスト2千円以内を達成。19年産米から経済連や農協が全農に支払う手数料について、10%引き下げを決定。	
全農に対して「改善計画」の実行の指導、全中等による農協の経済事業改革の促進、独占禁止法違反行為を未然に防止するための指導等		経済事業改革チームにおけるヒアリング、独禁法上の指針について公正取引委員会と説明会を共催	

取組内容	取組目標	進捗状況(19年9月現在)	主な課題
7 水産物の食料供給コストの縮減			
漁業生産資材費を低減させるため、漁協システムを始めとする関係者による漁業生産資材の生産・流通・利用の合理化に向けた行動計画の策定を促進	行動計画の策定を促進し、その進捗状況を確認	漁協系統団体に対し、行動計画の策定に向けた働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・行動計画は漁協系統団体による自主的な取組であり、購買事業等経済事業の改革意識が十分でないため、進展していない状況。そこで、先進事例（北海道等）の紹介を通じ、行動計画の策定を推進。
産地市場と消費地市場の垂直統合、買参権の開放等を進め、地域や取引魚種の特성에応じた産地市場の再編を進める	18年度に815の水産物産地市場を22年度までに500に統合	産地市場と消費地市場の垂直統合、買参権の開放等を盛り込んだ通達を発出	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協の合併計画が遅延していることを反映し、市場の再編に向けた取組も総じて遅れ気味なので、各産地市場関係者に対し、具体的な先進事例の提示等を通じ、その必要性に関する理解を深める。
地域の水産物を活用した新商品の開発・サービスの提供や、新たな流通経路の構築を支援	21年度までに全国で概ね10地域を対象に新たなビジネスモデルの実証試験を実施	「水産物流通構造改革事業」（19年度新規予算5億円）を創設（現在、8地域において実施中）	<ul style="list-style-type: none"> ・さらに実証試験に取り組む地域の追加を検討するとともに、<u>ビジネスモデルの実証成果の普及</u>を図る。

「食料供給コスト縮減アクションプラン」の実施状況

1 低価格資材の供給や効率利用等による生産コストの縮減

項目	取組内容・課題【取組主体】	取組目標 / 進捗状況	課題・対応方向
低価格資材の供給			
低価格な肥料の供給促進	<p>ヨルダンから輸入した低価格な高度化成肥料の供給を地域の実情に応じて推進し、高度化成肥料における輸入高度化成肥料の普及割合を拡大。 【全国農業協同組合連合会】</p> <p>18年度から新たに全農全国本部に輸入高度化成肥料の推進担当を設置して、各地域に出向いた際に農家からの要望等を把握するとともに、各種媒体(テレビ、ラジオ、ホームページ、チラシ等)による積極的なPR活動を実施。</p> <p>BB(バルク・ブレンド)肥料の広域流通の推進等により、高度複合肥料におけるBB肥料の普及割合を拡大。 【全国農業協同組合連合会・経済農業協同組合連合会、全国肥料商連合会】</p> <p>全農県本部及び経済連のBB肥料の担当者が農協へ出向いたり、各種会議でPR活動や周知を実施。</p>	<p>36%(注)(16年) 43%(22年) 〔注:化学肥料全体に占める普及割合は5.1%〕</p> <p>39%(18年度実績)(18年度目標38%、19年度目標40%)</p> <p>47%(16年) 50%(22年) (全農・経済連分)</p> <p>48%(18年度実績)(18、19年度目標49%)</p>	<p>国産高度化成肥料には、多様な銘柄が存在し、特に汎用的一般高度化成肥料の需要は近年大きく減少しているものの、コスト低減の観点から、銘柄の集約を図りつつ、ヨルダンからの輸入した低価格な高度化成肥料への代替を促進しており、18年度には汎用的一般高度化成に占める割合は39%と伸びている。</p> <p>引き続き、良質で低価格肥料である特徴をアピールし、普及拡大を強化する。</p> <p>BB肥料工場は工場所在県向け供給を目的に、県・地域の施肥基準に基づく銘柄を設定して普及を行っており、県内普及率はすでに高位にある。更なる供給拡大のためには、工場所在県から隣県への供給を行うことが必要であり、近隣県の未出荷の地域において、その地域の土壌分析に基づく適切なBB肥料の紹介、また展示場の設置などの取組を強化する。</p>

	<p>科学的知見、事故の発生リスク等を踏まえ、化学肥料について可能な限り登録有効期間を延長(3年 6年)。 【農林水産省】</p> <p>登録有効期間が3年の肥料について、科学的知見等を収集し、登録の有効期間の延長が可能な肥料を絞り込み。</p>		
低価格な農薬の普及促進	<p>包装経費の削減等による低価格な大型包装品(基準規格対比 5 ~ 38%)の品目数を拡大。 【全国農業協同組合連合会】</p> <p>18年度は担い手農家の農薬の使用実態調査を実施し、包装の大型化に対応できる銘柄を選定するとともに、製造会社と、銘柄設定や価格について交渉を実施し、18年度中に22年目標であった40品目への拡大を一気に実現。</p> <p>拡散技術の向上により増量剤の低減を図ることにより輸送費等が低減できる軽量除草剤(価格低減率 4%)の北海道における稲作農家への普及を拡大。 【農薬工業会】</p> <p>軽量除草剤の一層の浸透を図るため、各単協の協力を得ながら、農薬使用に係る現地説明会を実施。</p> <p>特許が切れた有効成分を原料とする低価格なジェネリック農薬(価格低減率 15 ~ 30%)の普及率を拡大。</p>	<p>17品目(16年) 40品目(22年)</p> <p>40品目(18年度末)(18年度目標20品目)</p> <p>66%(16年) 80%(22年)</p> <p>67%(18年度実績)(18年度目標66%、19年度目標68%)</p> <p>8%(16年) 20%(22年) (先行農薬であ)</p>	<p>大型包装品の普及拡大に向け、1月までに40品目の普及状況を把握しつつ、指標となる剤を選定し、普及目標の設定を検討するとともに、新たな品目拡大に向けて、現場ニーズの調査を行っていく。</p> <p>地域によっては、使い慣れた剤、あるいは新薬を好むことから、引き続き普及が望める地域での現地説明会を進めるとともに、新薬においても軽量剤化を図る等、輸送コストの低減、薬剤散布に係る労力低減を図ることができる軽量剤のラインアップの充実に努める。</p>

	<p>【全国農業協同組合連合会】</p> <p>18年度は、ジェネリック農薬の普及を図るため、JA別に作成したジェイエース(ジェネリック農薬)専用注文書の配布、JA向情報誌作成(1回)、全国行脚キャンペーンにより周知を実施するとともに、更なる周知を目指すため、ブロック別の県本部会議を実施(3回)。</p> <p>19年度には、ジェイエースの7作物、13害虫への適用拡大(申請中)を図るとともに、個別農家へのPR活動(JA別の計画策定及び広報宣伝活動)による一層の普及拡大を図る。</p>	<p>るアセフェート剤に占める割合</p> <p>11%(18年度実績)(18年度目標17%、19年度目標18%)</p>	<p>18年度は、先行剤に比較し、適用作物が少なかったことが普及拡大の阻害要因となっていた。このため、19年度は、適用作物等の拡大を図るとともに、作付け、防除体系や害虫の種類・発生状況などの現場実態に即した普及活動を行うとともに、各種媒体(テレビ・ラジオ・新聞・ホームページ・チラシ等)やオープンキャンペーンによる積極的なPR活動により、一層の普及拡大を図る。</p>
<p>低価格な農業機械の供給</p>	<p>基本性能を確保しつつ、機能の特化等により従来機種よりも1割程度低価格な「低コスト支援農機」の担い手向け大型機種に占める普及割合を拡大(全農においては、担い手向け韓国トラクタの輸入取扱や国産のJAグループ独自型式の設定・機種拡大を行う)。</p> <p>【全国農業協同組合連合会、全国農業機械商業協同組合連合会】 (全国農業協同組合連合会)</p> <p>低コスト支援農機の担い手向け大型機種については、農協系統へのPR活動やホームページ等による農業者への周知を実施。</p> <p>韓国トラクタは、韓国のメーカーが道路運送車両法に基づく保安基準のクリア等諸手続きに期間を要したために、18年10月から輸入取扱いを開始(18年度は31台を輸入し、17県域に出荷)。</p> <p>JAグループ独自型式は、19年3月から大</p>	<p>41%(17年) 54%(22年) (全農(大型機種)分)</p> <p>39%(18年度末) (18年度目標43%、19年度目標46%)</p>	<p>コスト縮減の観点から、担い手のニーズに応じ機能を絞った低価格農機の機種拡大を進めていくとともに、過剰な装備の選択とならないよう利用者の意識醸成をすすめることも必要。また、機能を絞った低価格農機の普及に当たっては、農業者自らの使い勝手の体験等が重要であり、実演会を中心としたPR活動が必要。</p> <p>このため、「低コスト支援農機」の普及に努めるとともに、JAグループ独自型式の実演会等で</p>

	<p>量生産機をベースにしつつ、機能・装備を絞り込むこと等により従来機よりも2割程度安価なコンバインの取扱いを先行開始。更に、6月にはスピードプレーヤの取扱を開始。</p> <p>全農等販売業者や農業者のニーズを踏まえ、大型機種を含む低コスト支援農機の供給を適切に実施。 <i>【(社)日本農業機械工業会】</i> 低コスト支援農機について230型式(18年3月末)から243型式(19年度7月現在)に拡大するとともに、うち大型機種数については、68型式(18年3月末)から77型式(19年7月現在)に拡大。</p>		<p>のPR等の積極的な展開や先行販売されたコンバインやスピードプレーヤに続き、本年度中のJAグループ独自型式トラクタの設定等対象機種拡大に向けた検討を実施。</p> <p>また、全農が扱う韓国トラクタについては、修理整備ができる地域に販売が限定されていることや10月からの輸入取扱いとなったため周知が十分でなかったことから、19年度は修理整備体制の強化を図りつつ、実演会におけるPR活動の強化を実施。</p> <p>農業者のニーズ等を踏まえ低コスト支援農機の大型機種数を拡大(9型式)したところであり、同機種の適切な供給を実施するとともにさらなる機種拡大の推進。</p>
<p>肥料の製造設備の合理化等の推進</p>	<p>肥料の製造施設について、稼働率の向上や交錯輸送の抑制等に資するOEM(相手先ブランド製造)の実施等により製造設備の合理化を推進。 <i>【肥料製造8団体】</i> OEMの実施は企業の経営判断により個別に対応。 18年度はOEMの進捗状況をヒアリング等により把握し、一部団体によっては企業の9割以上でOEMを実施。</p>		<p>OEMの実施に当たっては、引き続き企業の経営判断により個別に対応することとなるが、その推進状況については、必要に応じてヒアリングを行い、情報収集に努める。</p>
<p>農業機械の型式・仕様の集約化等</p>	<p>製造コストの縮減に向け、主要農業機械(トラクタ、田植機及びコンバイン)の型式・仕様数の集約化、部品の共通化・点数の削</p>	<p>17年に対して仕様数を5%削減(22年)</p>	

	<p>減、OEM等を推進。 <i>[(社)日本農業機械工業会]</i> 18年度は、各メーカーにおいて主要農業機械の型式・仕様数の削減を実施。 また、業界内で乾燥機の4部品(排塵器用ダクト、感震器、ストレーナー(配管につける濾過器具)、アース棒)についての共通規格を設定。</p>	12%削減(18年度実績)	<p>型式・仕様の集約化については、18年度は22年度目標を達成したが、19年度は新製品による増減なども考慮しつつ、新たな目標の設定について検討。 また、部品の共通化については、18年度に前倒して乾燥機の4部品を共通化したところであり、19年度は業界として新たな部品の共通化に向けて検討を実施。</p>
中古農業機械の活用促進	<p>中古農業機械について、インターネットによる情報提供、展示会の開催等による活用促進 <i>[全国農業協同組合連合会、全国農業機械商業協同組合連合会]</i> (全国農業協同組合連合会) 県連や農協に対し情報の共有化に向けて周知や濃密指導を実施。 (全国農業機械商業協同組合連合会) 18年度は中古農業機械等のインターネットによる情報提供について10の県商協が実施、中古農業機械の展示会・イベントについて8県商協が実施。 19年度は、HP更新等中古農機の情報提供の取組について、会員へのさらなる周知を図るとともに、中古農機普及のための展示会等を開催。</p>	<p>情報共有化に取り組むJA農機センター332ヶ所(17年) 550ヶ所(22年目標、全国をほぼカバー) 413ヶ所(18年度末)(18年度目標400ヶ所、19年度目標450ヶ所)</p>	<p>18年度は関係団体において中古農業機械の活用促進に向けた取組を実施し、19年度は情報共有化のための条件整備と更なる活用促進に取り組む。</p>
高性能農業機械の開発・実用化の促進	<p>農政の推進方向、現場ニーズ等に即して、産学官連携等により民間企業等の技術等を活かしながら、高性能農業機械を効率的に開発。</p>		

	<p>【農林水産省、生物系特定産業技術研究支援センター】</p> <p>1台で複数の飼料作物に対応できる汎用型飼料収穫機、シンプルな構造で現行の1.5倍以上の能率を持つ高精度畑用中耕除草機など低コスト生産の実現に資する高性能農業機械の開発が当初計画通り順調に進捗。</p>		<p>低コスト生産に資する開発機は19年度以降順次実用化する予定であり、経営試算に要するデータを着実に取得し、それぞれの開発機について導入時のコスト低減効果を明確化。</p>
<p>低コスト耐候性ハウスの導入促進等</p>	<p>低コスト耐候性ハウス(30%:鉄骨ハウス比)の導入を推進するとともに、一層の施設設置コストの低減に向け超低コストハウス(同50%)の開発・実用化を推進。</p> <p>【農林水産省、全国農業協同組合連合会】</p> <p>18年度において、「強い農業づくり交付金」により低コスト耐候性ハウスを導入支援。また、18年度より、超低コストハウスの実用化等により、施設園芸の経営費2割削減を目指す「低コスト植物工場成果重視事業」を実施。</p>	<p>累計導入件数 104件(16年) 350件(22年) (全農分)</p> <p>18年度末(170件)(18年度目標:172件、19年度目標:215件)</p>	<p>低コスト耐候性ハウスの導入はほぼ計画通りに進展。</p> <p>また、超低コストハウスの実用化については、18年度より成果重視事業において実施中であり、成果目標達成に向け、19年度においては現地指導を一層強化。</p>
<p>配合飼料の製造の合理化等</p>	<p>地域ブロック別飼料会社の更なる広域化、工場の統廃合等の合理化を推進。(飼料会社1社当たりの供給量を拡大)</p> <p>【全国農業協同組合連合会】</p> <p>当面(20年4月)の合併目標案(6社4社)を達成するため、合意に向け取組中。</p> <p>統合等による5~7工場減に向けた合意形成中。</p> <p>主要メーカー等における配合飼料価格の公表等生産者への情報提供の充実。</p> <p>【全国農業協同組合連合会、主要飼料メーカー】</p> <p>18年7~9月期から、全農のほか、主要メ</p>	<p>6社 3社(21年)</p> <p>〔地域飼料会社の広域合併を推進し、飼料会社1社当たりの供給量200万トン以上を目指す。〕</p>	<p>21年目標に向け、着実に推進しているところであり、農林水産省では、引き続き、取組の進捗状況について適切に把握するとともに、必要に応じて指導。</p> <p>18年度において、各社が配合飼料価格の改定</p>

	<p>メーカー(10社)が各社のホームページ等において、配合飼料価格の改定額、その背景等について、公表。</p>		<p>額等を公表したところであるが、引き続き、各社の取組について把握するとともに、生産者の要望を踏まえた対応について検討。</p>
<p>生産資材の流通の合理化</p>			
<p>肥料の港湾等からの直行価格の設定等</p>	<p>輸入高度化成肥料における多段階輸送の解消による運賃や倉庫保管料等の削減を図るため、新たに港湾等からの農家への直行価格(従来比 10～15%)を設定し、その普及を図る。また、国産品についても順次メーカー等との交渉により取扱品目を拡大。</p> <p><i>【全国農業協同組合連合会】</i></p> <p>18年度から新たに輸入高度化成肥料について、港湾・倉庫からのトラック満車直行条件を設定し、農業者へPR活動や周知を実施。更に、BB肥料や一部の国産高度化成肥料も追加して実施。</p> <p>19年度の普及目標を引き上げ、PR活動を実施。</p> <p>港湾等からの直行の取扱量のうち、生産者の自己取りによるものは更なる安価な価格(注)を設定し、主要地域において実施。</p> <p><i>【全国農業協同組合連合会】</i></p> <p>(注:港湾・倉庫又は工場まで、直接農家を取りに来た場合の配送料金を値引きした価格)</p> <p>生産者の自己取りの意向調査を実施し、取組内容を検討。</p>	<p>0%(16年) 3.8%(22年)</p> <p>(輸入高度化成肥料分)</p> <p>5.9%(18年度実績)(18年度目標2.8%)</p> <p>条件が整い次第価格を設定</p>	<p>既に22年度目標を達成したことから、輸入高度化成肥料の目標を引き上げ(22年度目標を10.9%に上方修正予定)、取組を更に推進。また、県段階において、一部直行条件が設定されていないところもあるため、早急な設定に向けて指導を行うとともに、一部に限られている国産化成肥料について、品目拡大に向けて、担い手のニーズを把握しつつ、メーカーとの交渉を実施。</p> <p>18年度に実施した生産者への意向調査によれば、生産者が所有するトラックは様々(軽トラ～4トン車等)であり、例えば軽トラの場合、出荷元の対応が煩雑となること等から、荷受けの統一ルールや取扱条件について設定は難しいため、担い</p>

<p>肥料等の物流の合理化</p>	<p>広域をカバーする農家配送拠点の設置数を拡大。 <i>[全国農業協同組合連合会]</i> 18年度は全国で県域の配送拠点を15ヶ所、JA域の配送拠点を9ヶ所の合計で24ヶ所設置し、累計で160ヶ所。 また、広域農家配送拠点を整備した34JAの調査結果によれば、JAの物流経費は平均で4%低減。 19年度には12JA(青森(4ヶ所)、栃木、千葉、長野(2ヶ所)、新潟、高知、岡山、佐賀)が新たに広域物流の取組を実施(9月末)。</p> <p>需要や受入施設の整備状況に応じて、バラ・フレコン流通を促進。 <i>[全国農業協同組合連合会、肥料製造8団体]</i> 担い手等からの相談に対し適切に対応するとともに、バラ・フレコン流通により肥料代が1,000円/トン程度削減できる事例等をPR。</p> <p>大型包装の農薬や低価格肥料の流通・販売の推進など担い手の経営におけるコスト削減に重点をおいた営農・販売・購買が一体となった流通体制の構築を推進。 <i>[全国農業協同組合連合会]</i> 営農・販売・購買部門と連携しつつ、担い手対応専任者(全県本部に165名配置(19年6月末))が担い手向け低価格な生産資材(農家直送)の提案、技術指導など営農支援、経営相談、新たな契約栽培・契約販売の提案など総合的な取組を推進。</p>	<p>115ヶ所(16年) 300ヶ所(22年)</p> <p>160ヶ所(18年度実績)(18年度目標175ヶ所、19年度目標210ヶ所)</p>	<p>手のニーズに応じ、出荷元と個別に調整を行う。</p> <p>農家配送拠点数については、広域物流JA数拡大に重点をおいて設置してきた。しかし、広域物流導入について理解を得るのに時間を要していることなどから、農家配送拠点設置数の当初計画より変動が生じているが、今後も引き続き、コスト削減の観点から広域流通に取り組むJA数の拡大に重点をおいて農家配送拠点を設置していく。</p> <p>製造メーカーのフレコン荷造りコストの増嵩、担い手の荷受体制の整備などの課題を踏まえて取組を促進。</p> <p>19年度からの取り組みであるため具体的な成果は出ていないが、担い手の経営コスト削減に資するため、県連・県本部等に新たに設置された担い手対応専任者が活動支援、各種情報提供等の取り組みを行いつつ、関係部署との定期的協議と進捗を確認するなど計画的な実施に努め</p>
-------------------	--	--	---

			る。
農薬の有効期限の延長化等	<p>物理化学的観点から有効期限の長期化が可能と判断できた薬剤について有効期限を順次延長。 【農薬工業会】 有効期間の長期化見直しを実施していない17年度以降に農薬登録された318銘柄のうち、有効期限の長期化が可能な薬剤について物理化学的試験を実施し、その結果121銘柄(18年度末)について有効期限を4～5年に延長。</p> <p>現場販売員の育成と併せ、農家への効率的な農薬利用の指導推進、製造メーカーへの期限切れ返品削減によるトータルコスト削減を促進。 【全国農薬協同組合】 18年度は取組目標について会員企業に周知するとともに、現在の取組状況についてアンケート調査を実施し、トータルコスト削減に向けた取組の進捗状況を把握。 現在、11月までにアンケート調査結果を取りまとめ。</p>	<p>有効期限2～3年を3～5年を目途に延長</p> <p>返品率を削減する組合員の割合の増加</p>	<p>19年度も、引き続き物理化学的試験を実施し、有効期限の長期化が可能な薬剤の拡大を図る。</p> <p>19年度は、アンケート調査の結果を取りまとめ、取組数値の向上に向けて現場販売員の育成を個々に図るとともに、機関紙を通じた優良事例の紹介により、一層の促進を図る。</p>
農業機械の割引制度の活用促進	<p>農業機械の購入に当たり、流通在庫の軽減が図られ、有利な条件で取引できる計画注文による割引制度について、農協等に対してPR活動や周知徹底等によりその活用を拡大。 【全国農業協同組合連合会】 18年度は農協に対して、計画注文率の向上に向けた周知等取組を実施。</p>		<p>18年度は農協に対し計画注文制度の浸透に向けたPRを実施し、見込注文から流通在庫の軽減や有利な条件での取引が可能な計画注文への移行を目指したが、国内出荷台数が減少する</p>

			<p>中で、計画注文には限界がある。</p> <p>そこで、計画注文制度の推進を改め、メーカーの受注生産(1個流し)方式や納期の短縮を前提とし、1台毎の農家契約により積み上げたものを、メーカーに発注する方式とし、流通在庫の軽減等を図る。</p>
担い手への営農用燃料等の供給価格の縮減	<p>担い手向け価格について、新規対象品目(営農用燃料等)の選定と価格条件、奨励措置の設定。</p> <p><i>[全国農業協同組合連合会]</i></p> <p>18年度は営農用燃料(A重油・灯油)の価格高騰対策として、JAが担い手として位置付けた施設園芸農家に対し新たに助成(1円/L)を実施(10億円規模)。</p>		<p>18年度はJAが担い手として位置付けた施設園芸農家に対し、新たに営農用燃料の価格対策を実施。依然として原油価格が高騰していることから、担い手への支援策として19年度も10月から施設園芸農家に対する同様の対策を検討するとともに、ハウス加温機の事前点検・清掃等省エネ利用を推進。</p>
生産資材の効率利用等			
効率的な施肥技術の普及促進	<p>モデル地区を設定して、効率的な施肥技術の導入を推進することを通じて、稲作の生産資材の合理的利用体系の確立を支援。</p> <p><i>[農林水産省]</i></p> <p>18年度は、生産資材コスト低減成果重視事業により、効率的な施肥技術の導入等の取組を3地区で開始。19年度において、事業実施地区において育苗箱全量施肥等の実証中。なお、18年度中に肥料等のフレコン等による大量一括受入施設を整備した地区では、19年産に使用する肥料を通常価格(20kg袋等)に比べ9%程度安価に購入。</p> <p>土壌診断・施肥設計ソフトの普及を拡大。</p>	<p>モデル地区における稲作の3資材(肥料、農薬及び農業機械)に係るコストを3年で15%削減</p> <p>215本(16年)</p>	<p>18年度には3地区で取組を事業開始し、18年度のこれら取組は19年産米以降に成果が現れるが、3年間で目標が達成されるよう着実に実施。また、18年度の地区数が十分でないことから、19年度も新たな地区設定を行う。</p>

	<p>【全国農業協同組合連合会】 引き続き農協に対して各種講習会、研修会でPR活動と周知を実施。</p> <p>地域の施肥基準を基にきめ細かな施肥設計の普及を推進。 【都道府県】 各都道府県において、都道府県毎の指導指針に基づき推進中。</p>	<p>400本(22年) 326本(18年度) (18年度目標320本、19年度目標340本)</p> <p>土壌診断に基づく適正施肥の推進</p>	<p>土壌診断ソフトには、施肥診断機能を付加した新しいソフトを開発中。新たなソフトには、たい肥から持ち込まれる成分を勘案して施肥量を計算できる機能が盛り込まれており、適正施肥の推進に役立つことから、発売開始(10月目処)に合わせて、各種講習会や広報誌などでデモやPRを実施予定。また、19年度中に優良事例等を把握し、適正施肥に活用。</p> <p>引き続き、各都道府県において、都道府県の指導指針に基づき推進。</p>
<p>合理的な農薬利用の促進</p>	<p>モデル地区を設定して、農薬の効率的な施用技術の導入を推進することを通じて、稲作の生産資材の合理的利用体系の確立を支援。 【農林水産省】 18年度は生産資材コスト低減成果重視事業により、農薬の効率的な施用技術の導入等の取組を5地区で開始。19年度において、事業実施地区における高濃度少量散布等を実証中。</p> <p>水稲いもち病抵抗性品種等の病害虫抵抗性の優れた新品種の普及を推進。 【農林水産省、都道府県】 新潟県、愛知県等において病害抵抗性を有する「コシヒカリBL」等の品種を奨励品種に指定し、種子の安定供給に取り組んだ結果、18年度においては、新潟県でコシヒカリ新潟BLがコシヒカリ全体のうち98%を占め、</p>	<p>モデル地区における稲作の3資材(肥料、農薬及び農業機械)に係るコストを3年で15%削減</p> <p>コシヒカリBL等の奨励品種採用の促進</p>	<p>18年度には5地区で取組を事業開始し、18年度のこれら取組は19年産米以降に成果が現れるが、3年間で目標が達成されるよう着実に実施。また、18年度の地区数が十分でないことから、19年度も新たな地区設定を行う。</p> <p>いもち病抵抗性品種に加え、縞葉枯病等の他の病害虫抵抗性を持つ品種の奨励品種への採用を推進。 コシヒカリBL等の同質遺伝子の取扱いを整理するとともに、農薬の使用量縮減や環境保全効</p>

	<p>愛知県ではあいちのかおりがあいちのかおりSBLに100%転換している。また、福井県では、ハナエチゼンBL品種を出願公表中。</p> <p>病虫害・雑草の発生状況に応じ、天敵等の利用による最適な防除手段を講じる総合的な管理システムの普及推進、防除暦の見直しや農薬の適正使用を指導。 【農林水産省、全国農業協同組合連合会、都道府県】 (農林水産省)</p> <p>総合的病虫害・雑草管理(IPM)の普及・定着を図るため、17年度の水稲のIPM実践指標モデルの策定に続き、18年度は2つのIPM実践指標モデル(キャベツ、カンキツ)を策定し、都道府県のIPM実践指標作成を支援。 (全国農業協同組合連合会、都道府県)</p> <p>18年度は取組主体において合理的な農薬利用に向けた防除暦の見直しについて検討。</p> <p>また、全農においては、農薬の低減を含む環境・省力低コストのモデル実証ほ(26ヶ所)を実施。</p>	<p>使用農薬・回数 の削減</p>	<p>果等について消費者・実需者の認識や理解を高めていく必要。</p> <p>農林水産省では、今後、都道府県におけるIPM実践指標の作成を促進するため、19年度は、主要8農作物の指標モデルを作成するとともに、農業者がIPMを導入した防除体系へ適切に取り組めるよう、IPM要素技術の実施マニュアルを策定する。</p> <p>全農においては、優良防除暦について周知を進める必要があることから、19年末を目途に優良事例として取りまとめ、各単協に紹介することにより、一層の促進を図る。</p>
<p>農業機械の稼働面積の拡大</p>	<p>モデル地区を設定して、農業機械の稼働面積の拡大に資する作期分散技術等を導入するとともに、集落内の余剰農機の処分等の取組を併せて推進することにより、稲作の生産資材の合理的利用体系の確立を支援。 【農林水産省】</p> <p>18年度は生産資材コスト低減成果重視事業により、農業機械の稼働面積の拡大に資する作期分散技術等の導入等の取組を5地</p>	<p>モデル地区における稲作の3資材(肥料、農薬及び農業機械)に係るコストを3年で15%削減</p>	<p>18年度は5地区において取組を開始したが、地区の設定や達成目標の検討に時間を要したことから、取組の成果は一部を除き19年産米から</p>

	<p>区で開始。なお、モデル地区(1地区)においては18年産で集落全体での共同利用の推進等により農業機械費等3資材費を48%低減。</p> <p>19年度は新たに山形県の1地区を含めた6地区において、直播等作期分散技術の実証。</p> <p>農業機械の適正導入の推進、担い手への作業集積、経営組織体の前段階としての農作業受委託組織や農業機械の共同利用組織の育成を推進。</p> <p><i>【都道府県】</i></p> <p>都道府県において、補助事業等の実施に際し、農業機械の適正導入を進めるとともに、担い手の育成・確保に向けた各種取組を通じた担い手への作業集積や農作業受委託組織の育成を推進。</p> <p>19年度は18年度の取組の進捗状況や取組効果等の自己点検、分析を行うとともに、その取組を推進。</p> <p>農業機械の適正導入・効率利用を指導する機械化プランナー(農協職員)を育成。</p> <p><i>【全国農業協同組合連合会】</i></p> <p>機械化プランナーを育成するための養成研修会の開催(18年度は7回)し、機械化プランナーを着実に育成。</p>	<p>農業機械の稼働面積の拡大</p> <p>全農協(約800名)(22年度)</p> <p>340名(18年度実績)(18年度目標200名、19年度目標400名)</p>	<p>発現する。</p> <p>19年度はモデル地区において18年度の取組の成果を分析するとともに、目標が達成されるよう農業機械の稼働面積の拡大に資する取組等を着実に実施。また、18年度の地区数が十分でないことから、19年度も新たな地区設定を行う。</p> <p>18年度は農業機械の適正導入や担い手の育成を通じた作業受委託の推進に向けた各種取組を実施したが、農業機械1台当たりの稼働面積は依然として小さく、過剰投資気味となっていることから、19年度はこれらの取組の自己点検・分析を行い、一層の取組の強化を検討。</p> <p>18年度は取組目標を達成。19年度は機械化プランナーの地域における着実な活動を促進するとともに、更なる機械化プランナーの育成を継続実施。</p>
<p>農業機械の長期利用のための点検整備等の推進</p>	<p>農業機械の長期使用傾向に対応した部品供給体制の整備。</p> <p><i>【(社)日本農業機械工業会】</i></p> <p>・供給年限ガイドラインによる補修用部品の長期安定供給</p>	<p>法定耐用年数+4年</p> <p>発注から1~2日中に納品できる割合:95%以</p>	

	<p>メーカーが供給年限ガイドライン(部品供給に関する申し合わせ)に基づき、補修用品の長期的かつ安定的な供給を実施。</p> <p>・部品供給センターの即納率の維持 パーツリストのオンライン化等補修用品の迅速な配送等を実施</p> <p>農業機械の長期使用のための定期点検・整備の推進。 【全国農業協同組合連合会、全国農業機械商業協同組合連合会】 (全国農業協同組合連合会)</p> <p>18年度は農業機械の長期使用のための定期点検や整備に必要な部品等について、迅速かつ効率的に供給する広域的な農業機械の部品センター(19年3月末現在6ヶ所)の設置拡大と参加県の拡大に向けて検討。</p> <p>(全国農業機械商業協同組合連合会) 中古農業機械の整備・評価のためのテキストを作成・配布し、県商協における整備技術講習会の実施を推進。 府県等行政と連携し、春、秋2回、ポスター、チラシ等の配布等により農業者自らが行う農業機械の自己点検を励行するとともに、整備・修理が農繁期に集中することを解消するために、農閑期の点検・整備を推進。</p>	上の確保	<p>19年度も引き続きメーカーにおいて部品の長期安定供給や部品の即納率の維持に向けた取組を着実に実施。</p> <p>迅速かつ効率的な部品の供給体制の整備や農業者による自己点検や定期点検を推進しているものの、農業機械の修理整備はまだ農繁期に集中していることから、農閑期の点検・整備の推進方策を検討。</p>
その他生産コストの縮減			
共同利用施設の利用料金の引下げ	米等の「大規模乾燥調製貯蔵施設の利用体制の整備に係る計画」に基づき、既存のサイロ等を活用した施設の更新・能力増		

強による建設コストの縮減や担い手を核とした施設利用体制の整備等に取り組み、共同利用施設の利用料金の引下げを実施。

【農業協同組合】

共同乾燥調製施設の稼働率を向上させ、利用料金の引き下げを推進する観点から、全国農協カントリーエレベーター協議会において施設設置者に対する研修(延べ5回)等を実施。

個別施設毎に毎年の利用改善の状況等を把握・指導。

【農林水産省】

利用状況等に関する実態調査を実施(476JA)し、19年度7月には「大規模乾燥調整貯蔵施設の利用改善状況の調査」のとりまとめ結果を農政局を通じて、都道府県へ通知。本調査により課題を抽出。

また、地方農政局においても実際に現地へ赴き、利用改善に向けた指導を実施。

18年度の平均稼働率は67%となり、前年に比べ2%低下したが、これは水稻の作況が前年に比べて5ポイント低下した影響が大きい。

引き続き、施設設置者に対する研修や現地の巡回指導を通じて、利用率の向上や利用料金の引き下げを推進。

「利用体制の整備に係る計画」の実施状況に関する調査結果によると、担い手による利用体制整備が不十分であり利用率の低い施設がある一方、利用率が高い施設においては、

大口利用者となる大規模経営体へ収穫作業等のあっせん、

荷受け分散のため、水稻直播栽培等栽培方法の導入、

農家利用組合への施設運営委託を積極的に推進しているという傾向が見られたことから、これら優れた取組を全国的に波及させる観点から、利用率の低い施設を始め他地域においても「利用体制の整備に係る計画」に反映させ、これら取組を推進。

施設園芸における省エネ対策の実施等による光熱動力費の縮減

自然エネルギーの活用やエネルギー利用効率を大幅に高める革新技术の導入等を推進。

【農林水産省】

18年度はNEDO事業を通じ高能率暖房機の導入(42件採択)等を実施。

19年度には「施設園芸脱石油イノベーション」

エネルギー使用量の削減

18年度においてはNEDO事業を通じ高能率暖房機の導入(42件採択)等を実施。現在なお引き続き、燃油が高値であることから、19年度より国

	<p>ン推進事業」により施設園芸における石油消費量の低減を目指し技術実証を実施。</p>		<p>直轄事業等により施設園芸の脱石油化・省エネ化を一層推進。</p>
<p>21 新技術の導入等による労働時間の短縮</p>	<p>土地利用型作物については、大規模経営体に相応しい革新的技術を組み合わせたモデル経営体の育成を通じた、水稲直播栽培や大豆不耕起栽培等の省力化技術の普及を推進。</p> <p>【農林水産省、都道府県】</p> <p>17年度から3年間、試験研究機関の技術開発部局と連携し、輪作体系における高生産性技術の地域実証(16地区)及び実証成績検討会を実施。なお、あるモデル地区では、汎用型不耕起播種機による乾田直播技術を導入し、春作業に係る労働時間を水稲で約6割、麦で約4割、大豆で約3割削減。</p> <p>また、19年度から大規模経営体に相応しい革新的技術を組み合わせたモデル経営体の育成に向けた「担い手経営革新促進事業(71億円)」を実施。</p> <p>〔水稲直播栽培面積 18年度15,825ha(対前年比0.5%増)〕</p> <p>野菜等園芸作物については、リレー利用を含めた野菜の機械化一貫体系の導入や共同選別の実施、果樹園の基盤整備やわい化栽培、低樹高仕立て栽培、労働時間の長い着色管理作業(玉回し、葉積み等)を大幅に削減できる高着色系品種への転換を推進。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>生産者・流通業者・実需者の連携の下で</p>	<p>品目横断的経営安定対策の対象経営の1%程度をモデル経営体として育成</p>	<p>担い手経営革新事業における経営革新モデル経営体の育成を通じて、春作業の省力化による労働費等の低減可能な水稲直播栽培や大豆不耕起栽培等新技術の普及を加速化。また、これらモデル経営体に対して普及指導センター等による濃密指導を実施。</p> <p>18年度においては「強い農業づくり交付金」等</p>

野菜の低コスト生産・流通体制を確立するための「野菜低コスト供給パートナーシップ確立事業」(19年度新規)及び産地自らが策定する果樹産地構造改革計画の達成を支援するための「果樹経営支援対策」(19年度新規)を実施。

畜産については、ほ乳ロボット等新技術の導入等による飼養管理技術の高度化、コントラクター、ヘルパー等のサービス事業者による作業の外部化等を推進。

【農林水産省】

乳用牛については、自動給餌機のほか搾乳ロボットや搾乳ユニット自動搬送装置などの新しい飼養管理技術の導入や、放牧の導入、コントラクターの育成、酪農ヘルパーの利用拡大の推進、公共牧場等の外部支援組織の活用等に対する支援等を実施。

肉用牛については、ほ乳ロボット等新技術の導入等による先進的・モデル的な取組、水田放牧への取組、コントラクターの育成、子牛共同育成施設等の整備による牛のほ育・育成経営部門の外部化、ヘルパー組織の統合等に対する支援を実施。

以上の取組により、下記の通り労働時間は着実に短縮されている。

1頭当たり投下労働時間(時間)

(15年 18年)

・去勢若齢肥育牛: 55.98 53.52

(4.4%)

・交雑種肥育牛: 28.82 26.61

(7.6%)

・乳用おす肥育牛: 20.50 17.73

(13.5%)

により園芸産地に集出荷施設の導入及びわい化栽培等を推進。収穫等労働時間を縮減する条件整備等が課題であることから、19年度から、加工業務用野菜の生産流通コスト縮減を図る国直轄事業や担い手の生産性向上を図る果樹経営支援対策を着実に実施。

労働時間の短縮は着実に進んでいるところであり、今後とも引き続き、支援措置を講じることにより、労働時間のさらなる短縮を推進していく。

		・搾乳牛: 115.79 112.59(2.8%)		
22 新品種や新技術の導入等による単収の向上、安定化	<p>土地利用型作物については、病虫害の抵抗性等品種の導入や不耕起密植栽培、春まき小麦の根雪前(11月上旬)播種等の新技術の導入を推進。 【農林水産省、都道府県、農業団体】 麦については、実需者ニーズに即した新品種の育成・普及を図るため、全国8ブロックに、実需者、生産者、試験研究機関、行政機関を構成員としたブロック協議会を設置し、新品種の評価活動を17年以降毎年実施(2回程度/年)。この結果、18年産小麦の新品種の普及率は、前年に比べ2ポイント増の11.8%に達している。 大豆については、農研機構が大豆300Aプロジェクトによって開発した不耕起密植栽培等の現地実証を全国14ヶ所で行い、単収向上、安定化効果を検証・実証展示した。 上記取組について、産地への一層の普及を図るため、17年6月以降、農協等生産者団体が主体となって産地協議会を組織し、地域の実情に即した目標や課題解決のための具体策を明確化した産地強化計画を約300(18年度末)の麦・大豆の産地で策定し、収量性の優れた新品種の導入や不耕起栽培等の新技術の導入に取り組んだ。 また、17年度から3年間、試験研究機関の技術開発部局と連携し、輪作体系における高生産性技術の地域実証(16地区)及び実証成績検討会を実施。</p> <p>野菜等園芸作物については、多収性品種及び大玉化・高単収栽培技術の実証・普及</p>		<p>麦については、実需者の需要に即応した生産が求められる中で、新品種の転換についても、試験栽培の段階から実需者と産地とが連携して、加工適性評価等を積み重ね、栽培適地の見極めや品種特性に応じたきめ細かな栽培方法を確立しながら、実需者の理解を得て計画的な品種転換に努めることが今後とも重要。</p> <p>新たに水稲直播栽培や麦・大豆不耕起栽培等の革新的技術を組み合わせたモデル経営体を全国各地に育成するため、19年度から、担い手経営革新促進事業を措置し、本事業の推進によって革新的技術の導入・普及を加速化することが必要。</p>	

を推進。また、施設園芸分野においては、「スーパーホルトプロジェクト協議会」を発足させ、民間活力主導の下に産学官が連携して、園芸施設・装置コストの低減と生産力の増加を推進。

【農林水産省、(社)日本施設園芸協会】

17年度から加工業務向けの多収性品種や大玉化栽培技術等の実証を行う事業を6品目、12ヶ所(18年度)で実施。

18年8月にスーパーホルトプロジェクト(SHP)協議会を設立。19年3月末までに運営委員会2回、合同部会・分野別部会1回のほか、分野別の4部会を開催。

19年7月から、SHP協議会会員による自主的な栽培試験で、「低段どり栽培の標準品種選定試験」を実施。

畜産については、家畜改良を推進し、乳量、増体等の家畜の能力向上を促進。

【農林水産省】

乳用牛については、8月、後代検定事業計画を策定し、ブロック会議の開催等の取組を推進。さらに、遺伝的能力評価に基づき優良種雄牛を選抜・公表。

肉用牛については、広域後代検定等を着実に実施するとともに、6月、(独)家畜改良センターにおいて、候補種雄牛を選抜。

施設園芸における施設・装置コストダウンと単収増大技術の実用化が遅れていることから、19年度より、スーパーホルトプロジェクト協議会を通じ、民間等の研究開発を促進。

家畜の改良は長い年月と多大な労力を要するが、生産性及び品質向上の基礎となるものであり、組織的かつ計画的に着実に推進。

農林水産省による助言・指導等

23 農林水産省による助言・指導等

上記の取組につき、関係団体等からの取組状況の自己点検・分析結果の報告(毎年)やブロック会議、意見交換(随時)等を通じて進捗状況をフォローアップするとともに、必

要に応じて助言、指導等を実施。

【農林水産省】

18年3～9月にかけて、全国7ブロックで、資材費低減に向けた会議を実施するとともに、関係団体に対し、フォローアップや助言等を実施(生産局・消安局)。

18年度の関係団体等の資材費低減に向けた取組は、ほぼ達成見込みであるが、生産コストの低減を図るためには、更なる資材費低減が重要であることから、19年度は関係団体等の同取組に係る自己点検・分析結果を踏まえ、関係団体等の取組の着実な実施を推進。

2 経営規模拡大、技術開発等による生産コストの縮減

項目	取組内容・課題【取組主体】	取組目標 / 進捗状況	課題・対応方向
経営規模の拡大			
<p>担い手への農地の利用集積の促進</p>	<p>認定農業者の育成・確保と集落営農の組織化・法人化の推進を図るために、担い手育成総合支援協議会による集落内の農地等に関する情報整備や優良農地確保のための監視活動、農地利用調整活動などを支援。 【農林水産省】</p> <p>引き続き支援継続</p> <p>農地保有合理化事業の促進を図るために、農地保有合理化法人などを対象とした全国での会議（9ブロック）や研修会（全3回）の開催を支援。 【全国農地保有合理化協会】</p> <p>全国での会議：9ブロック、研修会：3回開催</p> <p>インターネットにより農地情報を公開し、地域内外から広範に農地の出し手・受け手を募集できる仕組みを構築。 【農林水産省】</p> <p>引き続き支援継続</p> <p>地域合意に基づき、担い手に農地を面的にまとまりのある形で集積するための支援を実施。 【農林水産省】</p> <p>引き続き支援継続</p>	<p>27年に効率的かつ安定的な農業経営が経営する農地が、全耕地の7～8割程度とする。 またそのうちの7割程度を面的に集積する。 35%（16年度末） 38%（17年度末）</p>	<p>農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加、担い手の農地の分散化等の課題を解決し、農業を足腰の強いものにしていくため、農地政策についても必要な見直しを実施。</p>
農地の効率的利用			

<p>企業等の農外からの新規参入の促進</p>	<p>参入を希望する企業等への農地情報の提供等地域と企業等とのマッチングの推進、企業等に対する制度資金の融資などの支援を実施。 【農林水産省】 19年3月現在で、206法人(17年度:156法人)</p>	<p>参入法人数を、22年度末までに現在の3倍増の500法人とする。</p>	<p>農地政策の見直しの中で、農地の有効利用の観点から、所有は厳しくしつつ、貸借による権利移動の規制を緩和し、現場の意見を踏まえた利用調整の下、農地を利用する者を広く確保できるよう、所要の見直しを検討。</p>
<p>新技術の開発による生産コストの縮減</p>			
<p>技術開発による省力化</p>	<p>生産性の高い水田輪作・畑輪作システム、収益性の高い園芸生産システムを確立するための研究開発を実施。 ・水田輪作体系における不耕起播種技術の開発 ・馬鈴しょ収穫の効率化に資する土壌管理技術の開発 ・園芸用施設の低コスト化のための工法の開発 等 【農林水産省】 ・馬鈴しょの播種床の石れきを除去する国産初のセパレーターを開発。 ・委託プロジェクト研究「担い手の育成に資するIT等を活用した新しい生産システムの開発」を開始し、現地検討会を開催するなど、生産性、収益性向上のための水田輪作・畑輪作システムおよび園芸生産システムに関する研究開発を実施中。 病虫害抵抗性品種や省力化のための機械化適性の高い品種の育成</p>	<p>独立行政法人等による左記の着実な推進</p>	<p>各地域での輪作体系の構築や施設園芸への対応を強化するため、19年度から委託プロジェクト研究等を実施し、IT等新たな技術も組み合わせた省力化技術の体系化による営農モデルの確立を推進。</p>

	<p>【農林水産省】</p> <p>シストセンチュウに強く収穫時に打撲傷がつきにくい生食用馬鈴しょ「はるか」及び黒穂病に強い11月収穫向けさとうきび「農林24号」の品種登録を出願し、審査中</p>		<p>病害虫抵抗性品種や省力化のための機械化適性の高い品種等、生産コスト縮減に資する品種育成を推進。</p> <p>農政上の課題や現場ニーズに適確に応えうる技術(研究成果)であり、早急に現場への普及・定着を図っていくべき重要なものについて、「農業新技術200X」として決定し、補助事業の活用、普及指導計画への反映等、関係機関が連携して現場への導入を促進。</p>
<p>新技術の開発による生産コストの縮減</p>			
<p>高性能農業機械の開発・実用化の促進(再掲)</p>	<p>農政の推進方向、現場ニーズ等に即して、産学官連携等により民間企業等の技術等を活かしながら、高性能農業機械を効率的に開発。</p> <p>【農林水産省、生物系特定産業技術研究支援センター】</p> <p>1台で複数の飼料作物に対応できる汎用型飼料収穫機、シンプルな構造で現行の1.5倍以上の能率を持つ高精度畑用中耕除草機など低コスト生産の実現に資する高性能農業機械の開発が当初計画通り順調に進捗。</p>	<p>高性能農業機械の開発・実用化の促進</p>	<p>低コスト生産に資する開発機は19年度以降順次実用化する予定であり、経営試算に要するデータを着実に取得し、それぞれの開発機について導入時のコスト低減効果を明確化。</p>

3 卸売市場改革や物流効率化等による流通コストの縮減

項目	取組内容・課題【取組主体】	取組目標 / 進捗状況	課題・対応方向
卸売市場改革の推進			
卸売市場の再編・合理化	<p>再編措置に取り組むことが必要な中央卸売市場については、具体的な取組内容及び実施時期を18年度中に決定したところ(中央卸売市場整備計画に記載)。本決定を踏まえ、再編措置に取り組む中央卸市場は措置を実施。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>再編措置の具体的な取組内容及び実施時期が決定している中央卸売市場において再編措置の実施に向けた取組を進めるとともに、今後自主的に再編措置を検討する中央卸売市場の取組状況の把握に努めた。</p> <p>産地の大型化等に伴う「転送」の増加を踏まえ、地方及び大都市周辺の卸売市場の連携による最適な物流システムの確立に向けた実証試験等を実施。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>16年度から実施している「卸売市場連携物流最適化推進事業」の成果を踏まえ、今後の普及に向けた事業者等への説明、意見交換等を行うとともに、19年度事業として、4地区における実証実験等の実施に向け検討。</p>	<p>再編措置に取り組む市場(9市場(22年度末まで))</p> <p>新たに共同集荷に参加する市場数(115市場(20年度まで))</p> <p>66市場(18年度まで)</p>	<p>中央卸売市場整備計画に具体的な取組内容及び実施時期を記載した市場が着実に再編措置を実施することができるようフォローアップを行う。また、他の市場に対しても、再編に取り組んだ事例の情報提供等を行うとともに、今後自主的に再編措置を検討する中央卸売市場を把握し、必要に応じて同計画に記載する。</p> <p>地方及び大都市周辺の卸売市場において、集荷力の向上や流通の効率化を図るためには、複数の卸売市場が相互に連携して共同集荷や輸送ルート最適化等を行うことが不可欠。このため、引き続き実証試験等を行うとともに、共同仕入・共同配送等の実証した連携手法等を普及啓発していく。</p>
商物分離によ	16年の卸売市場法の改正により、流通の	商物分離電子商	

<p>るダイレクト物流の促進</p>	<p>効率化を図る観点から、インターネット等を活用した電子商取引を行う場合、物品を市場に搬入して取引しなければならない商物一致規制が緩和されたところ。</p> <p>本改正を踏まえ、モデル地区における電子商取引システムの開発、取引業務や市場内の仕分け・搬送業務等に係る経費削減効果の実証等を実施。</p> <p><i>【農林水産省】</i></p> <p>18年度に実施した「商物分離直接流通成果重視事業」の成果を踏まえ、今後の普及に向けた事業者等への説明等を行うとともに、19年度事業として、4地区における実証実験等の実施に向け検討。</p>	<p>取引導入中央卸売市場の拡大 4%(18年度) 40～50%(22年度)</p> <p>18年度までの導入中央卸売市場は4%(3地区)</p>	<p>商物分離直接流通システムの導入に当たっては、多様な取引形態への技術面での対応、多数の市場関係者間の合意形成が課題。このため、引き続き実証試験等を行うとともに、成果を普及啓発していく。</p>
<p>卸売手数料の弾力化、買付集荷の自由化</p>	<p>16年の卸売市場法の改正により、開設者の裁量により機能・サービスに見合った卸売手数料を徴収することが可能とされるとともに(21年度施行)、委託集荷の原則が廃止され、消費者の動向に的確に対応した商品の計画的かつ効率的な集荷が可能となったところ。</p> <p>本改正を踏まえ、第8次卸売市場整備基本方針(目標年度:22年度)に基づき、「安全・安心」で「効率的」な流通システムへの転換等を図るため、関係者による取組状況や先進事例等の把握、周知を実施。</p> <p><i>【農林水産省】</i></p> <p>18年度に取りまとめた、高付加価値化や低コスト化といった多様なニーズに基づく商品の提供、消費者の動向に的確に対応した商品の計画的かつ効率的な集荷など、卸・仲卸業者の経営基盤の強化を図る上で優良と思われる取組事例(28事例)について、全国の中央卸売市場、都道府県に周知する</p>	<p>先進的取組の普及拡大(約20件/年)(共通)</p> <p>18年度は28件</p>	<p>市場関係者による取組を促すためには、経営基盤の強化に向けた全国の卸売市場の対応状況等を把握しつつ、全国の様々な先進的取組の具体的な内容や効果等を情報提供し、取組を始める手がかりを提供することが重要。このため、引き続き優良事例を調査し、全国の市場関係者へ周知していく。</p>

	とともに、19年度の優良事例調査の実施に向け検討。		
卸売市場管理運営への民間活力の導入	卸売市場の管理運営について、 ・指定管理者制度の導入や民間委託等により管理業務のアウトソーシングを推進 ・移転新設や大規模増改築等に係る施設整備については原則としてPFI事業を活用により、民間活力の導入を促進。 【農林水産省】 3 - により行う優良な取組事例の調査と市場関係者への周知の中で、民間活力を導入した事例についても周知。	先進的取組の普及拡大(約20件/年)(共通) 18年度は28件	市場関係者による民間活力の導入を促すためには、先進事例の具体的な内容や効果等を情報提供することが必要。このため、管理業務のアウトソーシングやPFI事業の活用について、具体的な効果の検証や事例の周知を行っていく。
物流の効率化			
通い容器の普及	通い容器のメリットについての生産者、卸売業者、小売業者等への普及・啓発、卸売市場を中心として通い容器の円滑な流通を実現するための拠点の確保、通い容器供給事業者も含む関係者による取組体制の構築の推進等を通じて、通い容器の利用の拡大を促進。 【農林水産省】 19年3月に設立した「通い容器普及促進協議会」において、課題解決に向けた具体的な方策の検討を進め、9月に通い容器の普及促進に向けた提言を取りまとめた。	通い容器の本格的な普及 (17年の普及率3.1%) 18年の普及率3.4%	今後は、提言に沿って普及に向けた取組を推進していく。
電子タグやEDIの導入などIT技術の活用	検品等の物流プロセスに電子タグを導入し、電子化された取引情報の活用と相まって物流作業の効率化を図るため、卸売市場を中心とする生鮮食品流通に電子タグを導入した作業体系について、産地・卸売市場・小	電子タグを導入した市場における物流作業コストを4分の1程度削減	

	<p>売の各流通段階における実証実験を実施。本実証実験を通じ、電子タグ活用の作業体系を確立・普及し、これを導入した市場における物流作業コストを削減。 【農林水産省】</p> <p>17、18年度に実施した「物流管理効率化新技術確立事業」の成果を踏まえ、今後の普及に向けた事業者等への説明、意見交換を行うとともに、19年度事業として、実用ベースの実証実験等の実施に向け検討。</p> <p>関係省庁と連携しつつ、次世代EDIの普及に向けた標準化等の取組を推進 【農林水産省】</p> <p>経済産業省が実施中の「流通システム標準化事業」において、品目別の検討等への参画を通じ、次世代EDI標準の精度向上等の取組を推進。</p>	<p>17、18年度の実証実験においては、検品等の作業時間が約3割削減。</p> <p>電子商取引を実施する食品流通業者等の割合（31.8%（18年度） 50.0%（23年度））</p>	<p>電子タグの生鮮食品流通への導入を図っていくためには、17年度、18年度の実証実験の成果や電子タグの読み取り精度向上等の課題を踏まえ、実用化に向けた更なるノウハウの蓄積、効果の検証が必要。このため、当面の具体的な導入イメージに即した実用ベースでの実証実験を行い、効果についての総合的評価、普及イメージの確立を図る。</p> <p>次世代EDIの普及を図るためには、関係業界が一体となって標準化に向けた作業等に取り組んでいくことが必要。このため、今後とも関係業界による検討や実証、普及に向けたセミナー等の取組を推進する。</p>
<p>低廉な輸送手段の活用</p>	<p>生鮮食品輸送のモーダルシフト(トラックから鉄道等への転換)促進に向け、ロット(コンテナ積載容量)や帰り荷の確保といった課題を克服するための方策の検討、具体的な効果等の検証を実施。 【農林水産省】</p> <p>18年度に実施した「物流コスト改革推進調査事業」の事業成果を踏まえ、19年度事業として、新たに青果物のモーダルシフト推進に向けた方策等を検討するとともに、JR貨物や船舶を利用した実証試験の実施に向け検討。</p>	<p>生鮮食品の輸送における鉄道等の利用の普及</p>	<p>長距離輸送における月別・品目別販売先(地域)の実態調査や県域物流コスト軽減モデル(品目別、季節別、輸送ルート別)を検討するとともに、JR貨物や船舶による青果物輸送の実証試験を実施し、ロットの確保や輸送コストの縮減、品質の確保等を検証していく。</p>

<p>配送の共同化、都市内物流の効率化</p>	<p>先進事例等の収集、食品関連事業者への情報提供等による事業者の主体的な取組の支援等により、関係省庁と連携しつつ、配送の共同化等の都市内物流の効率化を推進。 【農林水産省】 食品関連事業者に対し共同配送等に関する先進事例や支援措置等について情報を提供するとともに、食品関連団体等と連携して都市内物流の効率化に関する取組を推進。</p>	<p>食品関連事業者による取組の拡大</p>	<p>事業者による取組を推進するためには、先進的な取組の内容や効果、支援措置等を示し、主体的な取組を促す必要。このため、一部で始まっている地域や事業者間の連携による具体的な取組の促進に向け、今後とも食品関連団体等との連携によるセミナーの開催等の取組を推進する。</p>
<p>物流拠点の再編</p>	<p>高速道路、空港、港湾等の周辺といった立地上最適な物流拠点施設の活用による効率的な流通業務の実現を図るため、関係省庁と連携しつつ、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく総合効率化計画の策定について食品流通関係事業者等への普及・啓発を行い、物流拠点の再編を促進。 【農林水産省】 食品関連事業者に対し制度の概要や支援措置等について情報提供するとともに、食品関連事業者からの計画認定に係る個別相談に対応。</p>	<p>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく総合効率化計画の認定件数(農林水産省、経済産業省、国土交通省の合計)110件(21年) 19年8月末日までの認定件数は71件</p>	<p>3省における計画認定実績は順調に推移。引き続き関係省庁とも連携しつつ、関係者への普及・啓発に努めていく。</p>
<p>食品小売業の低コストモデルの普及定着</p>	<p>食品小売業において、適正仕入れ等を実現するコスト低減のビジネスモデルの実証・普及、消費者への商品情報伝達機能の強化を推進。 【農林水産省】 19年度の新規事業として「食品小売業コ</p>	<p>コスト縮減ビジネスモデルの提示(30件(23年度まで))</p>	<p>食品小売業のコスト低減のビジネスモデルの</p>

スト縮減・機能強化構造改善事業」を実施することとし、実証を行うコスト低減等のビジネスモデル(共同配送システムの構築、共同仕入れの実現等)について検討。

実証及びその効果の検証を行うとともに、その効果を普及啓発していく。

強い農業づくり交付金(卸売市場施設整備対策)の配分にあたって、物流の効率化に資する取組の状況を反映。

集出荷コストの縮減

共同利用施設の利用料金の引下げ等 (再掲)

米等の「大規模乾燥調製貯蔵施設の利用体制の整備に係る計画」に基づき、既存のサイロ等を活用した施設の更新・能力増強による建設コストの縮減や担い手を核とした施設利用体制の整備等に取り組み、共同利用施設の利用料金の引下げを実施。

【農業協同組合】

共同乾燥調製施設の稼働率を向上させ、利用料金の引き下げを推進する観点から、全国農協カンントリーエレベーター協議会において施設設置者に対する研修(延べ5回)等を実施。

個別施設毎に毎年の利用改善の状況等を把握・指導。

【農林水産省】

利用状況等に関する実態調査を実施(476JA)し、19年度7月には「大規模乾燥調製貯蔵施設の利用改善状況の調査」のとりまとめ結果を農政局を通じて、都道府県へ通知。本調査により課題を抽出。

また、地方農政局においても実際に現地に赴き、利用改善に向けた指導を実施。

18年度の平均稼働率は67%となり、前年に比べ2%低下したが、これは水稻の作況が前年に比べて5ポイント低下した影響が大きい。

利用率向上等による利用料金の引下げ

引き続き、施設設置者に対する研修や現地の巡回指導を通じて、利用率の向上や利用料金の引き下げを推進。

「利用体制の整備に係る計画」の実施状況に関する調査結果によると、担い手による利用体制整備が不十分であり利用率の低い施設がある一方、利用率が高い施設においては、

大口利用者となる大規模経営体へ収穫作業等のあっせん、

荷受け分散のため、水稻直播栽培等栽培方法の導入、

農家利用組合への施設運営委託を積極的に推進しているという傾向が見られたことから、これら優れた取組を全国的に波及させる観点から、利用率の低い施設を始め他地域においても「利用体制の整備に係る計画」に反映させ、これら取組を推進。

<p>段ボールの茶色箱化等による低コスト化</p>	<p>段ボールに占める茶色箱(従来比 5 ~ 7%)の普及割合を拡大。 【全国農業協同組合連合会】 茶色箱段ボールについて普及割合を拡大するため、随時開催される野菜や果樹の作物別の販売会議等において、農協に対して茶色箱段ボールへの切り替えをPR。</p> <p>段ボール原紙に占める低コスト原紙(従来比 1 ~ 5%)の普及割合を拡大。 【全国農業協同組合連合会】 段ボールに占める低コスト原紙の普及割合を拡大するため、販売会議等において低コスト原紙を用いた段ボールへの切り替えをPR。</p> <p>関係団体等の取組のフォローアップと助言・指導を通じた着実な実施を推進。 【農林水産省】 全国7ブロックで、資材費低減に向けた会議を実施するとともに、関係団体に対し、フォローアップや助言等を実施(生産局)。</p>	<p>53%(16年) 60%(22年)</p> <p>61%(18年度実績)(18年度目標57%)</p> <p>35%(16年) 80%(22年)</p> <p>45%(18年度実績)(18年度目標50%、19年度目標60%)</p>	<p>18年度には22年度の取組目標は達成したが、その要因を分析し、22年度目標を引き上げるかどうか検討。段ボール箱の茶色箱化は産地のブランド戦略とも関連するものの、コスト低減の観点から農協に対し、茶色箱化に向け積極的な働きかけを19年度も実施。</p> <p>19年度においても現地での輸送試験により切り替えが可能なことを確認しつつ、低コスト原紙への切り替えに向けたPR活動を実施。</p> <p>18年度の関係団体の取組目標は達成見込みであるが、段ボール箱の製造に必要な燃料である原油や主原料である古紙の価格は高止まりの状況にあることから、19年度は原材料等の価格動向を把握しつつ、関係団体の取組が着実に実施されるよう助言・指導等を実施。</p>
<p>通い容器の普及(再掲)</p>	<p>通い容器のメリットについての生産者、卸売業者、小売業者等への普及・啓発、卸売市場を中心として通い容器の円滑な流通を実現するための拠点の確保、通い容器供給事業者も含む関係者による取組体制の構築の推進等を通じて、通い容器の利用の拡大を促進。 【農林水産省】</p>	<p>通い容器の本格的な普及 (17年の普及率3.1%)</p>	

	<p>農等8)</p> <p>社会経済情勢の変化等により稼働率が低い既存の集出荷施設を統廃合し、大規模集出荷施設に集約させることを誘導。 〔農林水産省〕 13～17年度における生産局の補助事業を通じた既存集出荷施設の統廃合:36件。</p> <p>「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に基づいて、集送乳関連施設や食肉処理施設の再編整備を推進。 〔農林水産省〕 集送乳の拠点である大型貯乳施設については、18年度に1施設の整備に着手。 食肉処理施設については、18年度18施設を整備。</p>	<p>集出荷施設の統廃合等の誘導</p> <p>集送乳関連施設及び食肉処理施設の再編整備の推進</p>	<p>産地における統廃合メリットのアピールが不足していることから、補助事業で実施した集出荷施設の統廃合による優良事例を11月を目途に取りまとめ産地等に紹介予定。</p> <p>集送乳の合理化による流通コストの縮減を促進するための貯乳施設の整備、食肉流通の合理化のための食肉処理施設の再編整備を引き続き推進。</p>
<p>多様な流通チャネルの形成</p>			
<p>食と農の連携強化を通じた食料供給コストの縮減</p>	<p>食品産業と農業の連携の強化による消費者、実需者ニーズへの的確な対応を図るため、食品産業と農業の安定的な取引関係の確立のための施設整備等に係る支援、契約取引の推進、地域農水産物のブランド化等の推進等を実施。 〔農林水産省〕 食品流通改善資金、食料産業クラスター展開事業、食品流通高付加価値モデル推進事業、広域連携アグリビジネスモデル支援事業等により、食品産業と農業の連携強化を推進。</p> <p>青果ネットカタログ「SEICA」の普及 全国の生産者が生産出荷情報をHPに登録し、実需者、消費者に提供する青果ネット</p>	<p>食品生産製造等提携事業計画の認定件数300件(19年度～23年度)</p> <p>食品生産製造等提携事業計画認定件数(19年度上半期14件)</p> <p>情報登録数の拡大(5,688(18年4月) 15,000(24</p>	<p>多様なニーズに対応しつつ、コスト縮減を図るためには、食品産業と農業との安定的な取引関係の確立による情報交換の深化、ロットの拡大等を通じて、物流の効率化等を図ること重要であり、今後とも各種施策を推進していく。</p>

	<p>カタログ「SEICA」()について、システムの充実や活用方法等の積極的なPRを推進し、一層の情報登録、利用の普及を推進。 (財)食品流通構造改善促進機構、(独)農業・食品産業技術総合研究機構 食品総合研究所が開発・運営。 【農林水産省】 運営主体と連携し、外食産業や学校給食でのSEICAの活用を進めるためのシステムの充実や、農業・流通関係者への活用方法のPR等による更なる普及のための取組を推進。</p>	<p>年度)) 5,688(18年4月) 9,369(19年9月末)</p>	<p>運営開始から5年を経過し、登録数は、順調に拡大。今後、SEICAの一層の普及を図るためには、今まで以上に使いやすいシステムとするため、検索機能の強化やニーズに対応した情報を追加するなどの改良や、関係事業者への情報提供等により浸透を図ることが必要。</p>
<p>地産地消の推進を通じた食料供給コストの縮減</p>	<p>生産者と消費者の顔の見える関係を構築するため、地産地消推進行動計画に基づく地域における地産地消の実践的な計画の策定の推進等の取組を通じて、地場農産物を提供する直売所や量販店への地場農産物コーナーの設置、学校給食・観光施設等での使用を拡大。 【農林水産省】 地産地消推進行動計画に基づく、地域における地産地消の実践的な計画の策定において、食育や食品産業との連携による取組の促進を図るため関係局と協力。ホームページやイベント、広報誌により地産地消に関する情報発信を実施。 地産地消推進計画が18年度末で918地区において策定され、19年度末までの目標策定数であった900地区を達成した。</p>	<p>地域における地産地消の実践的な計画の策定 900地区(19年度末まで) 18年度末918地区で策定</p>	<p>19年度においては、地産地消の更なる推進を図るため、関係者間の情報の共有やネットワーク化の必要性があることから、 優良事例など地産地消に関する情報の収集、提供を行い、情報の共有を図る 農業と給食、商工、観光業等の地産地消関係者を結びつけるコーディネーターを育成する 農業、給食、商工、観光等との連携を強化した地産地消モデルタウン構想の実現を支援し、推進モデルとなる活動情報を提供する これらを行うことにより、取組を着実に実施している。 地産地消推進計画の進捗状況を把握する</p>

				<p>ため調査等を実施。 19年度末までの推進目標である900地区が策定されたことから、今後、20年度以降の推進目標について検討。</p>
--	--	--	--	---

4 加工食品の製造・流通、外食段階における食料供給コストの縮減

項目	取組内容・課題【取組主体】	取組目標 / 進捗状況	課題・対応方向
<p>安定的な原料調達、共同購入等による生産性向上</p>			
<p>食と農の連携強化を通じた食料供給コストの縮減(再掲)</p>	<p>食品産業と農業の連携の強化による消費者、実需者ニーズへの的確な対応を図るため、食品産業と農業の安定的な取引関係の確立のための施設整備等に係る支援、契約取引の推進等を実施。 【農林水産省】 食品流通改善資金、食料産業クラスター展開事業、食品流通高付加価値モデル推進事業、広域連携アグリビジネスモデル支援事業等により、食品産業と農業の連携強化を推進。</p>	<p>生産者、食品産業事業者による取組の拡大</p>	<p>多様なニーズに対応しつつ、コスト縮減を図るためには、情報交換の深化による食品産業と農業との安定的な取引関係の確立、ロットの拡大等を通じて、原料調達の効率化等を図ること重要であり、今後とも各種施策を推進していく。</p>
<p>製造工場の再編合理化、設備の近代化等による生産性向上等</p>			
<p>製造工場の再編合理化、近代化等を通じた生産性向上等</p>	<p>製造工場の再編合理化や経営革新等に向けた食品企業が行う施設整備等を支援。 【農林水産省】 特定農産加工法の計画承認事業者に対する新商品・新技術開発、事業の転換、事業の提携等を行うために必要な費用のための融資、食品流通改善資金(うち食品生産製造提携事業関係)による食品製造業者等と農林漁業者等の連携推進に必要な食品製造施設等及び農林漁業生産施設等の整備のための融資を実施(19年度融資実績53億円(8月末))。 「いもでん粉工場再編整備事業」により18年度2工場、19年度(9月末現在)1工場が事業を実施。処理能力を削減し合理化を促</p>	<p>施設整備等の円滑な実施</p>	<p>引き続き、各種資金による施設整備等のための融資を実施することで、製造工場の再編合理化、近代化等を通じた生産性向上に向けた取組を推進。 また、19年度中に「乳業再編整備等対策事業」により飲用牛乳工場(1ヶ所)の廃止や「いもでん粉工場再編整備事業」により更に1工場が事業を実施予定。引き続き「国内産糖・いもでん粉供給円滑化事業」も実施。</p>

進。
「国内産糖・いもでん粉供給円滑化事業」は19年度(9月末現在)5工場が事業を実施し、製造行程管理の高度化等を推進。

IT化等を通じた物流効率化による流通コストの縮減

<p>EDIの導入などIT技術の活用(再掲)</p>	<p>関係省庁と連携しつつ、次世代EDIの普及に向けた標準化等の取組を推進 【農林水産省】 経済産業省が実施中の「流通システム標準化事業」において、品目別の検討等への参画を通じ、次世代EDI標準の精度向上等の取組を推進。</p>	<p>電子商取引を実施する食品流通業者等の割合(31.8%(18年度) 50.0%(23年度))</p>	<p>次世代EDIの普及を図るためには、関係業界が一体となって標準化に向けた作業等に取り組んでいくことが必要。このため、今後とも関係業界による検討や実証、普及に向けたセミナー等の取組を推進する。</p>
<p>通い容器の標準化</p>	<p>食品関連事業者が取り組む通い容器の標準化の取組に参加。 【農林水産省】 量販店等で組織する「物流クレート標準化協議会」に参加・連携しつつ、量販店で使用するクレート(通い容器)のサイズの標準化の取組を推進。</p>	<p>通い容器の標準化 底面2種類、高さはそれぞれ2種類の標準サイズが決定</p>	<p>標準クレートの実用化が順調に進展するよう引き続き取組に参加・連携するとともに、必要に応じて標準化協議会と関係事業者等との調整に努める。</p>
<p>配送の共同化、都市内物流の効率化(再掲)</p>	<p>先進事例等の収集、食品関連事業者への情報提供等による事業者の主体的な取組の支援等により、関係省庁と連携しつつ、配送の共同化等の都市内物流の効率化を推進。 【農林水産省】 食品関連事業者に対し共同配送等に係る先進事例や支援措置等について情報を提供するとともに、食品関連団体等と連携して都市内物流の効率化に関する取組を推進。</p>	<p>食品関連事業者による取組の拡大</p>	<p>事業者による取組を推進するためには、先進的な取組の内容や効果、支援措置等を示し、主体的な取組を促す必要。このため、一部で始まっている地域や事業者間の連携による具体的な取組の促進に向け、今後とも食品関連団体等との</p>

			連携によるセミナーの開催等の取組を推進する。
低廉な輸送手段の活用	<p>関係省庁と連携しつつ、加工食品輸送のモーダルシフト(トラックから鉄道等への転換)を促進。 【農林水産省】 先進事例や支援措置等を情報収集するとともに、青果物のモーダルシフト推進調査事業(物流コスト改革推進調査事業)において加工食品についても検討。</p>	加工食品の輸送における鉄道等の利用の普及	<p>19年度補助事業である「物流コスト改革推進調査事業」において、クールコンテナの効率的利用の観点から青果物輸送の帰り荷としての加工食品のモーダルシフトについても引き続き検討していく。</p>
物流拠点の再編(再掲)	<p>高速道路、空港、港湾等の周辺といった立地上最適な物流拠点施設の活用による効率的な流通業務の実現を図るため、関係省庁と連携しつつ、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく総合効率化計画の策定について食品流通関係事業者等への普及・啓発を行い、物流拠点の再編を促進。 【農林水産省】 食品関連事業者に対し制度の概要や支援措置等について情報提供するとともに、食品関連事業者からの計画認定に係る個別相談に対応。</p>	<p>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく総合効率化計画の認定件数(農林水産省、経済産業省、国土交通省の合計)110件(21年) 19年8月末日までの認定件数は71件</p>	<p>3省における計画認定実績は順調に推移。 引き続き関係省庁とも連携しつつ、関係者への普及・啓発に努めていく。</p>

5 品質や形状等に関する消費者ニーズ等への効率的な対応によるコストの縮減

項目	取組内容・課題【取組主体】	取組目標 / 進捗状況	課題・対応方向
消費者ニーズへの対応			
<p>消費者が求める規格外品等の供給拡大</p>	<p>農産物の生鮮販売や加工・業務用途におけるニーズに適合した規格での出荷・流通の推進、食と農の連携の強化等を促進するため、食品産業と農業の安定的な取引関係の確立のための施設整備等に係る支援、契約取引の推進等を実施。 【農林水産省】</p> <p>生産者・実需者間の連携の強化、産地の生産・出荷体制の整備、契約取引の拡大を推進。 ・19年度加工・業務用野菜産地と実需者との交流会を東京2回、大阪1回開催予定。 (なお、7月に東京で開催した第1回参加者約800名)</p> <p>消費者が求める地域内で生産された農産物の販売拡大を促進するため、地産地消推進行動計画に基づく地域における地産地消の実践的な計画の策定を進め、地場農産物を提供する直売所や量販店への地場農産物コーナーの設置、学校給食・観光施設等での使用等を拡大。 【農林水産省】</p> <p>地産地消推進行動計画に基づく、地域における地産地消の実践的な計画の策定において、食育や食品産業との連携による取組の促進を図るため関係局と協力。ホームページやイベント、広報誌により地産地消に関する情報発信を実施。 地産地消推進計画が18年度末で918地区</p>	<p>生産者、食品産業事業者による取組の拡大</p> <p>地域における地産地消の実践的な計画の策定 900地区(19年度末まで)</p> <p>18年度末918地区で策定</p>	<p>生鮮販売や加工・業務用途におけるニーズに適合した規格での出荷・流通の推進、食と農の連携の強化を図る必要。 このため、引き続き、生産者・実需者間の連携の強化、産地の生産・出荷体制の整備、契約取引の拡大等を推進する。</p> <p>19年度においては、地産地消の更なる推進を図るため、関係者間の情報の共有やネットワーク化の必要性があることから、 優良事例など地産地消に関する情報の収集、提供を行い、情報の共有を図る 農業と給食、商工、観光業等の地産地消関係者を結びつけるコーディネーターを育成する</p>

	<p>において策定され、19年度末までの目標策定数であった900地区を達成した。</p>		<p>農業、給食、商工、観光等との連携を強化した地産地消モデルタウン構想の実現を支援し、推進モデルとなる活動情報を提供するこれらを行うことにより、取組を着実に実施している。</p> <p>地産地消推進計画の進捗状況を把握するため調査等を実施。</p> <p>19年度末までの推進目標である900地区が策定されたことから、今後、20年度以降の推進目標について検討。</p>
消費者に対する啓発普及等	<p>消費者等に対する普及・啓発の実施、消費者への的確な情報提供、消費者・食品関連事業者・生産者間のコミュニケーションの充実、地産地消、食農連携、直接販売の取組を強化することにより食品ロスの低減、商品化率の向上等を図るほか、簡易包装化等の取組により食料供給コストの増加を抑制。</p> <p>【農林水産省】</p>		<p>消費者等に対する普及・啓発の実施、消費者への的確な情報提供、消費者・生産者・流通業者間のコミュニケーションの充実、地産地消、食農連携、直接販売の取組を強化することにより食品ロスの低減、商品化率の向上等を図るほか、簡易包装化等の取組により食料供給コストの増加を抑制する必要。</p>
<p>環境問題への関心の高まりへの対応</p>			
食品ロスの発生抑制、処理コストの削減	<p>卸売市場における低温卸売場の整備を通じたコールドチェーンの構築による食品ロスの発生抑制の取組を推進。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>強い農業づくり交付金により卸売市場における低温卸売場の整備を推進。</p> <p>18年度が、食品リサイクル法に基づく再生利用等実施率向上の取組の目標年度であることを踏まえ、目標未達成業者の多い</p>	<p>中央卸売市場における低温卸売場の整備率</p> <p>9.1% (16年度)</p> <p>11.1% (21年度)</p> <p>18年度までの整備率は10.7%</p> <p>我が国全体の食品循環資源の再生利用等実施率</p>	<p>今後とも強い農業づくり交付金を活用し、取組目標の達成に向けて中央卸売市場整備計画に基づく施設整備を推進。</p>

小売業、外食産業を中心に食品関連事業者等への普及啓発を実施。

【農林水産省】

食品関連事業者に対する食品リサイクル法の普及啓発

18年度において、食品小売業及び外食産業を主な対象に食品リサイクル法についてのセミナーを実施(20回)。19年度は、改正された食品リサイクル制度の内容の周知を図るためのセミナーを開催予定(20回)。

食品循環資源の再生利用等の取組実績

17年度における食品循環資源の再生利用等の実績は、我が国の食品関連事業者全体で52%に達した。

食品リサイクル制度の見直し

定期報告義務の創設など食品関連事業者に対する指導監督の強化と、大臣認定された循環的な食品リサイクルの取組に対し一般廃棄物収集運搬業の許可取得を不要とする特例の措置等を内容とする食品リサイクル法の改正が行われたところである。

(参考)18年食品循環資源の再生利用等実態調査結果の概要(18年11月17日大臣官房統計部公表)

経済的な食品リサイクルを目指す地域のモデル的な取組への支援。特に小規模事業者における新たなリサイクルのビジネスモデルを提示することにより、取組の普及を図る。

【農林水産省】

19年度事業実施地区として3地区が割当

:45%(16年度)
52%(18年度)

17年度実績:52%

現在のリサイクルコストを10%削減
現在の焼却処理委託コストと比較した負担増150%以内

改正食品リサイクル制度全体の円滑な運用を図り、法に基づく定期報告義務の確実な履行や、新たな判断基準省令や基本方針に記載される再生利用等の取組目標、業種別の再生利用等実施率目標の達成を図るには、新制度の確実な周知を図る必要がある。このため、改正法に基づく政省令等の整備が行われた後速やかに、環境省と連携を図りながら、セミナー開催やリーフレット配布等の普及啓発を行う。

事業実施地区を採択している段階であり、現

	<p>内示済みであり、さらにもう1地区を採択する予定。4地区の採択が決定し次第、各地区の実証内容を評価・整理する事務局を公募により採択する予定。</p>		<p>段階では特にない。</p>
<p>容器包装廃棄物の減量化、通い容器への転換による段ボールの使用削減の促進</p>	<p>容器包装リサイクル法の改正に伴い、食品関連事業者の容器包装の過剰な使用の抑制などの促進等を内容とする政省令の改正を18年度中に行い、19年度から23年度までの5年間にレジ袋等の1割削減を果たすため、食品関連事業者に対し、改正内容の普及啓発を実施。 【農林水産省】 19年度の補助事業である容器包装リサイクル法制度円滑化推進事業(事業実施主体:(財)食品産業センター)において、食品関連事業者等を対象に改正容器包装リサイクル法についてのセミナーを開催。</p> <p>通い容器のメリットについての生産者、卸売業者、小売業者等への普及・啓発、卸売市場を中心として通い容器の円滑な流通を実現するための拠点の確保、通い容器供給事業者も含む関係者による取組体制の構築の推進等を通じて、通い容器の利用の拡大を促進。 【農林水産省】 19年3月に立ち上げた「通い容器普及促</p>	<p>食品関連事業者(小売業者)における排出抑制の取組の拡大 18年度中に規定を整備し、23年度までに1割削減</p> <p>通い容器の本格的な普及 (17年の普及率3.1%)</p> <p>18年の普及率</p>	<p>容器包装リサイクル法の改正内容等について、食品関連事業者に対する普及啓発を実施し、排出抑制の取組の促進を図る必要がある。</p> <p>引き続き、容器包装リサイクル法の改正内容等について、食品関連事業者に対するセミナー等を実施することにより、排出抑制の取組のための判断の基準に基づく取組を促進するとともに、20年度から新たに排出抑制の取組内容の定期報告義務が課される事業者(年間排出量が50トン以上)に対しては、定期報告内容の周知、法に基づく適切な取組の促進を図る。</p> <p>今後は、提言に沿って普及に向けた取組を推</p>

	進協議会」において、課題解決に向けた具体的な方策の検討を進め、9月に通い容器の普及促進に向けた提言を取りまとめた。	3.4%	進していく。
--	---	------	--------

6 農協の経済事業改革の推進による生産コスト及び流通コストの縮減

項目	取組内容・課題【取組主体】	取組目標 / 進捗状況	課題・対応方向
生産資材コストの縮減			
<p>生産資材の大口割引の割引率の拡大など全農による担い手への生産資材の価格還元</p>	<p>大口割引率の拡大、大口ロット条件の向上など、担い手向け価格条件と大型規格商品について次の施策を中心に拡充。 【全国農業協同組合連合会】 肥料農薬の既存大口設定奨励措置(割引率等)の拡大 新規対象品目(営農用燃料等)の選定と価格条件、奨励措置の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 17年度の施設園芸農家に対する価格対策に加え、18年4月から農協が担い手と位置づけた施設園芸農家に対して、営農用燃料油の価格対策として、総額10億円規模を助成 ・ 輸入高度化成肥料の港湾・倉庫等からの直行条件、自己取り条件の充実 ・ 18年9月から、アラジン等肥料の港湾・倉庫等から農家への満車直送を開始(従来比で 10% ~ 15%の価格低減効果の見込み) ・ 農薬大型規格商品の拡大 ・ 18年12月から、水稻除草剤を中心に大容量の容器による大型規格商品の取扱を現行17品目から40品目へと拡大(基準規格対比 5% ~ 38%の価格低減効果の見込み) ・ 担い手向け輸入農機、独自型式農機の取扱 ・ 18年10月から、韓国製トラクターの輸入取扱を開始(国産の同等クラスに比べ概ね 30%の価格低減) 	<p>事業規模を現行の10億円強 / 年相当を19年度からの5年間で120 ~ 160億円相当へ</p> <p>(現行17品目を20年度40品目)</p>	<p>業務改善命令(平成17年10月13日付け17経営第3818号)に従い全農が提出した「改善計画」に基づき、担い手のニーズに応じた肥料・農薬の担い手向け価格条件と大型規格商品を引き続き拡大。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 19年3月から独自型式農機として、コンバインの取扱を開始(従来に比べ概ね20%の価格低減) ・ 19年6月から独自型式農機として、スピードプレーヤの取扱を開始(従来に比べ概ね20%の価格低減) <p>なお、18年度から前倒しができるものは、前倒して実施。</p> <p>各都道府県ごとに担い手対応強化施策を策定。</p> <p>担い手に向く営農指導体制の整備、農協営農経済渉外担当者の設置拡大などを実施。</p> <p><i>【全国農業協同組合中央会、農業協同組合】</i></p> <p>全農において、担い手に向く営農指導体制を整備(19年6月までに全農36県本部で165名を配置)。</p> <p>農協においても担い手対応担当者を配置(19年6月までに1,287名)。</p>		
<p>高度化成肥料、BB肥料、農薬大型規格品、低コスト支援農機の普及拡大</p>	<p>生産資材コスト低減推進本部を設立し、これまでの取組を総括した上で、「生産資材コスト低減チャレンジプラン」を策定。</p> <p><i>【全国農業協同組合連合会】</i></p> <p>「生産資材コスト低減チャレンジプラン」21年度の到達目標の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全農の取扱高度化成肥料に占める輸入高度化成肥料の普及率 	<p>36%(16肥料年度) 43%(21肥料年度)</p> <p>39%(18年度実績)(18年度目標38%)</p>	<p>コスト低減に向けた着実な取組の実施により、確実に生産者へコスト低減効果を還元。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全農の取扱高度複合肥料に占めるBB肥料の割合 ・ 全農の農薬大型規格品の品目数 ・ 低コスト支援農機の導入率 <p>県別プランの策定と推進。 【全国農業協同組合連合会】 17年12月に全農が「生産資材コスト低減チャレンジプラン」を策定し、18年度中に全36県本部で県別プランを策定済。</p> <p>農協版の生産コスト低減プランを作成し、具体的取組を推進。 【農業協同組合】</p>	<p>25% (16肥料年度) 28% (21肥料年度) 26% (18年度実績)(18年度目標27%)</p> <p>17品目 (16農薬年度) 40品目 (21農薬年度) 40品目 (18年度実績)(18年度目標20品目)</p> <p>62% (16年度) 72% (21年度) 63% (18年度実績)(18年度目標65%)</p>	
<p>肥料農薬等の生産資材について、全農の手数料を引下げ</p>	<p>肥料農薬等の生産資材について、次の手順で手数料の引下げを行うとともに、全国・県本部の手数料を一本化。 【全国農業協同組合連合会】 (19年度から) 生産資材コスト低減推進本部を設立し、これまでの取組を総括した上で、新</p>	<p>16年度手数料290億円を基準として、18年度18億円削減、19年度累計27億円削減、20年度以降累計36億円削</p>	

	<p>たに「生産資材コスト低減チャレンジプラン」を策定 県別・農協別プランの策定と推進 手数料の実態調査と引下げの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 17年12月に全農が「生産資材コスト低減チャレンジプラン」を策定し、18年度中に全36県本部で県別プランを策定済。 ・ 段ボール箱は約1%、米麦用紙袋は0.5円/30kg袋、農業機械は約0.2%を一律に引き下げ、年間総額6.8億円規模(18年4月以降)で引き下げを実施。 ・ 18年度においては、県別重点品目で、肥料5.0億円(18年7月以降)及び農薬5.4億円(18年12月以降)規模で引下げを実施。また、18年度県別手数料引下げ額については、18年12月に公表済。 ・ 19年度は、16年度を基準として累計27億円の手数料引下げを実施予定。 	<p>減</p> <p>17億円削減(18年度実績)</p>	<p>手数料引き下げに向けた着実な取組の実施により、確実に生産者へ手数料引き下げ効果を還元。</p>
<p>配合飼料の製造の合理化等</p>	<p>地域ブロック別飼料会社の更なる広域化、工場の統廃合等の合理化を推進。(飼料会社1社当たりの供給量を拡大) <i>【全国農業協同組合連合会】</i> 当面(20年4月)の合併目標案(6社4社)を達成するため、合意に向け取組中。 統合等による5~7工場減に向けた合意形成中。</p>	<p>6社 3社(21年) 地域飼料会社の広域合併を推進し、飼料会社1社当たりの供給量200万トン以上を目指す。</p>	<p>21年目標に向け、着実に推進しているところであり、農林水産省では、引き続き、取組の進捗状況について適切に把握するとともに、必要に応じて指導。</p>
<p>肥料農薬などについて、農協グループを通じた物流コスト削減</p>	<p>肥料農薬などについて、次の手順で広域物流成功事例を普及し、農協グループを通じた物流コストを削減。 <i>【全国農業協同組合連合会・農業協同組合・農業協同組合中央会】</i> 県域マスタープランに基づく農協への推進</p>	<p>16年度推定1,200億円を17年度92億円削減、20年度160億円削減</p>	

	<p>広域物流実施農協の拡大(年間計画の策定と4半期ごとの進捗管理) 農協物流コスト削減目標・行動計画の策定と進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 18年度は新規に23農協(累計131農協)において、生産資材(肥料・農薬・園芸資材他)の広域物流が稼働し、105億円程度の物流コストを削減。 19年度は6月までに新規に5農協(累計136農協)の広域物流が稼働。 	<p>105億円削減(18年度実績)</p>	<p>20年度における160億円の物流コスト削減目標の達成に向けて、次年度以降の取組を加速し、広域物流実施農協を拡大。</p>
<p>農産物流通コストの低減</p>			
<p>米穀の流通コストの削減</p>	<p>【流通コストの削減】 米穀の流通コストを削減。 [全国農業協同組合連合会] 各県の共計費用・流通コストの実態調査 県ごとに各費用項目の削減目標の設定・公表 削減目標として、現行600円程度/60kgの販売対策費の18年産からの廃止と運賃の徹底した削減</p> <ul style="list-style-type: none"> 18年産米から販売対策費(現行600円/60kg)を廃止。 共同計算を行っている全34府県本部において、18年産米県域共同計算経費上限目標値を設定し、18年12月に各県ごとに生産者に開示。 運賃削減交渉を実施し、24県本部において、見積もり合わせ方式等により米穀運賃コストの引き下げを合意。 19年5月に、17年産米の県域共同計算に係る精算結果概要を公表。17年産米の共同計算を行っている全35府県本部のうち、31府県本部が流通コスト2,000円以内を達成。 	<p>米穀の現行60kgあたり3,000円程度の流通コストを、2,000円以内の可能な限り低い水準に削減。 (20年産までに)</p>	<p>全県本部における流通コスト2千円以内の達成と、更なる引き下げに向けて取組の継続実施。</p>

市場連動型の運賃とその決定の透明性を確保する仕組みを導入し、農産物の物流コストを削減。(18年度から)

【全国農業協同組合連合会】

運賃削減交渉を実施し、24府県本部において、見積もり合わせ方式等により米穀運賃コストの引き下げを合意。

【手数料の見直し】

全農と経済連が統合した府県では農協ごとの米穀手数料設定基準を全国一本化し、平均水準の10%削減と稲作所得基盤確保対策等の事務手数料(現行30円程度/60kg)の廃止(19年度から)。

【全国農業協同組合連合会】

- ・ 米の手数料については、18年12月に19年産米から、10%程度引き下げた定額手数料への移行、都道府県ごとにバラバラだった手数料水準を全国一律14区分に整理、稲作所得基盤確保対策等に係る事務手数料(約30円/60kg)の廃止等を決定。
- ・ 19年5月には、19年産米から経済連や県農協が全農に支払う手数料についても、10%引き下げること決定。

農林水産省による指導等

農林水産省による指導等

全農に対しては、業務改善命令(17年10月13日)において、「改善計画」(17年12月8日策定)の実行を求めているところであり、同命令に基づき「改善計画」の進捗状況を監視し、その実行が担保されるよう指導。

また、全中等による農協の経済事業改革の指導など、農協系統自らが行う農協の経

済事業改革を促進。

【農林水産省】

- ・ 経済事業改革チームにおいて、全農から「改善計画」の進捗状況についてヒアリング(18年6月、9月、19年1月、4月、7月)
- ・ 農林水産省から各分野における改革への取組をチェックし、遅れている部門を指導。
- ・ 公正取引委員会が19年4月に公表した「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」について、公正取引委員会及び農林水産省が共催して説明会を開催(5月～6月、全国10会場、約3,100名参加)

全農改革を引き続き確実に実施させるとともに、全農改革の取組が組合員(特に担い手)にまで確実に還元され、実感されるよう、農協段階での経済事業改革を推進。

農協等に独占禁止法及び農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針が遵守されるよう引き続き指導。

7 水産物の食料供給コストの縮減

項目	取組内容・課題【取組主体】	取組目標 / 進捗状況	課題・対応方向
<p>漁業生産資材費の低減</p>			
<p>漁業生産資材の生産・流通・利用の合理化</p>	<p>漁船、漁具、燃油等の漁業生産資材費を低減させるため、漁協系統を始めとする関係者による漁業生産資材の生産・流通・利用の合理化に向けた行動計画の策定及び公表を促す。 【農林水産省、全国漁業協同組合連合会、都道府県漁業協同組合連合会等】 漁業生産資材費低減に向け、漁協系統団体と行動計画の策定に関して検討を行った。</p> <p>漁業経営に影響を与える燃油価格の高騰に対応し、流通の効率化により、燃油供給コストを縮減する。 【農林水産省、全国漁業協同組合連合会、都道府県漁業協同組合連合会、漁業協同組合等、石油元売業者】 燃油供給コストの縮減を図るため、燃油タンクの統廃合などに対し支援した(17～18年度において経営体質強化緊急総合対策基金により38地区、漁業経営安定特別対策基金により3地区の計画を承認。また、強い水産業づくり交付金により地区で燃油タンク等を整備)。</p>	<p>漁協系統団体における購買事業の改革・合理化のための行動計画の策定を促進(19年度)。 行動計画の進捗状況を把握の上、適切な実施を促進(20年度以降)</p> <p>燃油供給コストの縮減</p>	<p>取組の主体となる漁協系統団体においては、一部を除き、購買事業等経済事業の改革意識が十分でないため、資材費低減に係る先進事例について、漁協系統団体全般に対し広く紹介し、行動計画の策定及び公表を一層促進する。</p> <p>引き続き、燃油供給コストの縮減を図るため、燃油タンクの統廃合などに対し支援する。</p>
<p>技術開発等による生産コストの</p>	<p>漁業経営に影響を与える燃油価格の高騰に対応し、省エネルギーや省人・省力化</p>	<p>漁業経営コストの縮減</p>	

縮減	<p>による漁業の合理化を促進する。 【農林水産省、(独)水産総合研究センター】 省エネ型漁業への転換を図るため、燃料効率の高い設備の導入等を促進及び支援した。 標準船型の導入対象となる漁船漁業に関する検討を行った。</p> <p>地域・グループごとに官民連携のプロジェクトを立ち上げ、収益性向上に繋がる新操業体制への転換、リース事業による漁船更新の促進、低コスト生産への転換に資する漁船・船団構成のスリム化・合理化の促進を集中的に実施する。 【農林水産省、漁業協同組合等】 漁船漁業対策室を設置し、漁船漁業の構造改革を積極的に推進した。 漁船漁業構造改革総合対策事業(19年度新規予算50億円)を創設した。 19年5月に漁船漁業改革推進集中プロジェクト本部の設置を承認した。 八戸地域等7件の地域プロジェクトの設置を承認した。 19年6月25日に八戸地域プロジェクトが作成した改革計画を認定した。 指定漁業の許可に際し、経営状況を勘案することを内容とする漁業法及び資源保護法の一部を改正する法律が19年6月6日に交付された。</p>	<p>23年度までに50件以上のプロジェクトを実施</p> <p>19年6月末時点で7件の地域プロジェクトを承認</p>	<p>引き続き、省エネ型漁業への転換を図るため、燃料効率の高い設備の導入等を促進及び支援する。 引き続き、標準船型の導入にあたっての諸条件を検討するとともに、地域レベルでの共通船型の導入を促進する。</p> <p>引き続き、漁船漁業の収益性の改革、代船取得等により、厳しい経営環境でも生き残れる国際競争力のある経営体を育成するため、以下の取組を行う。 漁船漁業改革推進集中プロジェクト本部の運営支援 地域プロジェクトの設置、地域プロジェクトにおける改革計画の策定及び改革計画に基づく実証事業等の支援 経営状況を勘案した許可要件の導入に向けた指標等の検討及び関係者への周知</p>
水産物流通コストの縮減			
流通拠点の整備	「水産物産地市場の統合及び経営合理化に関する方針」(水産庁長官通達)について	18年度に815の水産物産地市場	

て、産地市場と消費地市場の垂直統合等多様な取組の必要性、買参権の開放の重要性を追加し、地域や取引魚種の特性に合った産地市場の再編を進める。

【農林水産省、都道府県】

「水産物産地市場の統合及び経営合理化に関する方針」(水産庁長官通達)を見直し、産地市場と消費地市場との垂直統合、買受人の新規参入による市場運営の改善等の取組を促進することとした。(平成19年3月28日付けで各都道府県に通知)

産地市場の開設者又は卸売業者が、市場統廃合かつ買参権開放に取り組むための産地取引の実証試験、電子商取引システムの開発等の条件整備を行う場合に支援を行う。

【農林水産省】

「水産物流通構造改革事業」(19年度新規予算5億円)を創設した。

相当程度の取扱量・金額規模の産地市場を有する地域を対象として、高度な衛生管理に対応した流通施設の整備を重点的に実施。

【農林水産省】

衛生管理の強化や漁港施設の耐震化の推進等に重点的に取り組むことを内容とする漁港漁場整備長期計画を平成19年6月8日閣議決定した。

市場統合等と連携して拠点的な漁港の整

を22年度までに500に統合

21年度までに全国で概ね10地域を対象に産地市場統廃合を伴うコスト削減の実証試験を実施

23年度までの5ヵ年間で、衛生管理の強化や漁港施設の耐震化を概ね150地区

多くの産地市場の開設者である漁協の合併計画が遅延していることを反映し、市場の再編に向けた取組も総じて遅れ気味。

このため、各都道府県における「産地市場再編整備計画」の見直し状況をフォローアップするとともに、各産地市場関係者に対し、市場統廃合や経営合理化に関する具体的な先進事例の提示等を通じ、その必要性に関する理解を深める。

多くの産地市場では、改革に向けた新たな取組や、旧来の商習慣の変更に消極的。

このため、19年度に創設した水産物流通構造改革事業を通じた支援を実施するとともに、先進事例の普及や、当該支援事業の内容の周知を図り、関係者の改革に向けた意識改革と意欲の醸成に努める。

事業実施主体である地方公共団体が、鮮度保持や衛生管理の高度化、災害後の流通機能確保に資する漁港整備について着実に実施することが必要。このため、地方公共団体に対し補助事業による支援を行うとともに、整備状況につい

	<p>備を推進する流通構造改革拠点漁港整備事業を創設した。</p> <p>水産業協同組合が、統廃合市場かつ買参権開放市場で、自ら買参権を持って水産物を買取り、販売する場合に、重点的に水産物の保管・出荷経費の支援を行う。 【農林水産省】</p> <p>水産業協同組合が、統廃合市場かつ買参権開放市場で自ら買参権を持って水産物を買取り、販売する取り組みに対し、水産物の保管・出荷経費を支援(現在、1道で実施中)。</p>	<p>で推進</p> <p>21年度までに漁業者団体等と最終実需者との直接取引に対する支援を全国で概ね20地域を対象に実施</p>	<p>て、地方公共団体と連絡を密にしフォローアップを行っていく。</p> <p>水産業協同組合等等関係者の本事業に対する認識が不十分であることから、先進事例の普及とあわせ、当該事業の内容とメリットの周知徹底に努める。</p>
<p>多様な流通経路の構築</p>	<p>地域の水産物を活用した新商品の開発・サービスの提供や、新たな流通経路の構築を支援する。 【農林水産省】</p> <p>地域の水産物を活用した新商品の開発・サービスの提供や、新たな流通経路の構築などの新たなビジネスモデルの実証事業を全国8地域において実施中。</p> <p>需要者との間で、予め規格、価格を設定するなど安定的な取引を行う水産業協同組合に対し、水産物の保管・出荷経費を支援する。 【農林水産省】</p> <p>水産業協同組合が、需要者との間で、予め規格・価格を設定した契約を結び、安定的な取引を行おうとする取組に対し、水産物の保管・出荷経費を支援(現在、14道県で実施中)。</p>	<p>21年度までに全国で概ね10地域を対象に新たなビジネスモデルの実証試験を実施</p>	<p>引き続き、地域の水産物を活用した新商品の開発・サービスの提供や、新たな流通経路の構築を支援するとともに、ビジネスモデルの実証成果の普及を図る。</p> <p>引き続き、水産業協同組合が、需要者との間で、予め規格・価格を設定するなどの安定的な取引を行う取組に対して支援するとともに、流通経路の多様化による産地のメリットについて普及を図る。</p>